

審査請求書

2019年7月3日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

1 審査請求人

住所 〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

氏名 遠藤保男 (74歳)

押
印

他 112 人
別表を付します。

2 審査請求に係る処分

長崎県収用委員会が2019年5月21日付をもってなした、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用明渡裁決

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2019年6月 3日

4 審査請求の趣旨

長崎県収用委員会が2019年5月21日付をもってなした、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用明渡裁決を取消す旨の決定を求める。

5 審査請求の理由

別紙のとおり。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

裁決書に、「この正本の送達を受けた日の翌日から起算して30日以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができる」との記載あり。

7 審査請求の年月日

2019年7月3日

8 意見陳述 希望する。 希望しない。

連名提出者の意向は、別添の連名提出者名簿に記す。

意見陳述希望者全員は、この事件が事業現地住民の将来にかかわることなので、相互の意見陳述の共有、長崎県収用委員会が拒否した「事業認定問題点の解明」を図り、審査庁国土交通大臣が石木ダム問題の本質について理解を深めることを目的とし、起業者を交えた、審査庁同席のもとでの公開討論を現地で開催することを求める。

9 添付書類 *1から資料11 及び DVD「ほたるの川のまもりびと」20分版（パタゴニア日本支社特別限定版）については、収用明渡裁決取消請求においても参照願いたい。

- 連名提出者名簿 事業地内居住地権者とその関係者
- 連名提出者名簿 事業地内共有地権者

- *1 「091013 石木ダムの事業認定について 市長発言」
- *² 「091013 石木ダムの事業認定について 知事発言」
- *3 長崎県知事との覚書
- *4 川棚町長との覚書
- *5 石木ダム事業の中止を求める意見書（日本弁護士連合会）
- *6 石木ダム建設促進佐世保市民の会 平成24年度予算書
- *9 石木ダムの費用便益比計算の開示資料 差替版 p. 5
- 2019年7月17日 石木ダム工事継続差止訴訟 証人尋問 原告尋問
 - ・ 資料10 証人尋問 嶋津暉之氏 証言骨子「石木ダムの治水面の虚構」
 - ・ 資料11 原告本人尋問 陳述書 と付属資料
 - 長崎県東彼杵郡川棚町 原告
 - 岩本宏之氏
 - 石丸勇氏
 - 岩下すみ子氏
 - 松本好央氏
 - 石丸穂澄氏
 - 長崎県佐世保市 原告
 - 松本美智恵氏
- DVD「ほたるの川のまもりびと」20分版（パタゴニア日本支社特別限定版）

【別紙】審査請求の理由

*本稿は、2019年7月3日付で提出した「審査請求の理由」に補足を加えたものである。2019年8月10日送付

目次

1. はじめに ～私たちがこの審査請求で求めていること～	5
2. 2019年5月21日になされた石木ダム事業地に関する収用・明渡裁決が不当であることを明らかにする。裁決書の問題箇所。	6
3. 「(1) 事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。」について	6
◎ 反論 事業認定の効力を否定しないのは起業者と国の責任	6
1) 事業認定の効力否定とは	6
①については、	6
②については、	7
③については、	9
小括	10
2) 土地収用法を適用して完遂させた利水付きダムの現実	12
① 苫田ダム 中国地方整備局	12
② 徳山ダム 水資源機構	14
③ 新内海ダム（内海ダム再開発）	17
3) 小括	18
4. 「(2)本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。」について。	19
1) 上記文言の法的根拠について	19
◎ 反論	19
1) 収用委員会公開審理では「収用委員会は事業認定の中身については扱わない」としていた。	19
2) 「その処分（事業認定告示）が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」といえるのか？	20
3) 小括	20
5. 石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵	20
1) 「石木ダム事業によって失われる利益」を見ていない。	20
① 初めに	20
② 事業地において13世帯約60人が生活している事実の無視	21
③ こうばる地区の13世帯当事者の生活	22
④ 「知事との覚書*4」、「川棚町長との覚書*5」無視	24
2) 佐世保市民が石木ダムを必要としているのか？	26
① 「石木ダムが必要」としている佐世保市民団体は佐世保市の官製団体	26

② 受益予定地佐世保市在住の松本美智恵氏による、石木ダム工事継続差止訴訟原告陳述書.....	28
3) 石木ダム事業継続だけを目的とした水需要予測.....	28
① 過大予測が続くわけ.....	28
② 2012 年度（H24 年度）予測のからくり	33
③ 2012 年度（H24 年度）予測は「本体等工事着工前の評価」？	35
④ 慣行水利権のゼロ評価は佐世保市民への裏切り行為.....	36
⑤ およそ 45 年前からの石木ダムへの水源開発を見直さない佐世保市は、13 世帯に犠牲を強いるだけでなく、佐世保市民に無駄な負担を強いる。	44
4) 川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なのか？→全くの無駄！	48
① 治水対策目標安全度 1/100 の問題.....	48
② 基本高水流量 1,400m ³ /秒の問題	50
③ 「川棚川下流域の治水に石木ダム」の費用対効果は 0.18.....	54
④ 公害等調整委員会が指摘する貯留関数法による流出量計算過程の決定的欠損	55
⑤ 小括	58
6. 審査請求人 嶋津暉之氏の証人尋問証言.....	59
7. まとめ.....	60
補遺：石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵.....	61
1. 利益と損失があまりにも不均衡	61
2. 起業者が質問に答えての説明ができない	62
3. 国土交通大臣が住民に十分に説明するように知事に通知しているのに、起業者が公開討論会の開催を避けている	62
4. 知事が事業の必要性について説明できない.....	63
5. 立ち退きの強制に関する判例違反.....	63
6. 強権的な河川行政に関する国の公式見解違反	64
7. 費用対効果が明白に誤り	65
8. 重大問題を考慮しておらず、裁量権を逸脱している	65
9. 需要予測が明白に誤り	65
10. 観測データがないことが必要性の根拠となっている	66
11. 公害等調整委員会が目的の必要性が判断できないと明言している	66
12. 二重否定でしか合理化できない	66
14. 二重基準を用いた依怙最良な裁きによってしか正当化できない	68
15. 覚書違反を無視する判断に理由不備	69
16. 宿題を終えるまでは事業凍結が筋.....	69

1. はじめに ～私たちがこの審査請求で求めていること～

- ・ 本件石木ダム建設事業は、その事業目的である「治水」「利水」のいずれの面においても全く合理的な理由・根拠がないばかりか、不利益しかもたらさない。もたらされる具体的な不利益は地権者の置かれている状況によって異なる。とりわけ事業地で何代にも亘って生活している13世帯居民は、この収用明渡裁決が実行されると、生活の場を失うことになる。その事業目的である「治水」「利水」のいずれもが全く合理的な理由・根拠がない本件石木ダム建設事業によって、13世帯50有余人が生活の場を強制収用されることになるが、ダム建設事業においてこのような愚行・蛮行、人権侵害がなされたことは、わが国には例を見ない。
- ・ 13世帯居住者はもちろん、共有地権者は、石木ダム事業は明らかに不要な事業であるから、事業地居民13世帯の生活の場をこのような無駄なダムの為に奪い取ることを看過することはできない。
- ・ 私たちは人権尊重を基本に据えた平和憲法を共有し尊重している。しかしながら、行政権力により、このような人権侵害が日本国の法の下でなされることは、私たちの存在そのものが権力の思うがままにされてしまうことにつながる。それはまさに、私たちの存在の否定である。
- ・ 長崎県は事業認定申請を出す際に、「反対派地権者との話し合いを促進するため」とその理由・目的を内外に明らかにしている*¹*²。13世帯の皆さんをはじめとした地権者、関係人と支援者は、事業認定処分後も「石木ダムは不要と考えている。県は「必要」としている。そうである以上、双方ゼロからの話し合いを持とう」と起業者に働きかけを続けたが、起業者は「事業認定は国がしたこと。起業者としては補償に関することのみ話し合いに応じる。」との対応に終始し、現在に至っている。「反対派地権者との話し合いを促進するため」としての事業認定申請であったのだから、「話し合い」＝「補償のみに関する話し合い」が拒否されている以上、「『地権者との話し合い促進』を目的に事業認定申請したが、起業者としては『石木ダムの必要性についてゼロからの話し合い』には応ずることができず、『補償のみに関する話し合い』は地権者から受け入れられなかった。事業認定申請の目的＝話し合いの促進」を達することができないと判断せざるを得ない。よって、石木ダム事業を断念する。」と起業者が撤退するのが道理というものである。
- ・ 長崎県はこれまでに、“事業認定申請を出せば事業認定が下りる。事業認定が下りれば地権者に「これ以上反対を貫くと、損をするだけだぞ。収用委員会の裁決が出る前に補償金を受け取るのが得策」、「補償条件についてシッカリ話し合おう」と説得することで、土地収用法を適用したすべてのケースで了解を得てきた。”という実績がある。ちなみに、「長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない」と長崎県収用委員会事務局担当者が語っている。石木ダムのケースは起業者長崎県・佐世保市の完全な「読み違い＝想定外の現実」なのである。それも、起業者が「事業認定は国がしたこと」と居直っている以上、起業者にお墨付きを与えた誰かが、「再考せよ！」と起業者に促すしかこの問題の解決策はない。
- ・ 長崎県収用委員会が2019年5月21日付をもってなした、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る収用・明渡裁決は、「起業者が撤退すべき」道理を起業者に告げることなく裁決されたものであり、私たちはこれを認めることはできない。よって、「この裁決を取消す」旨の決定を審査庁に求める。

*¹ 「091013 石木ダムの事業認定について 市長発言」

*² 「091013 石木ダムの事業認定について 知事発言」

2. 2019年5月21日になされた石木ダム事業地に関する収用・明渡裁決が不当であることを明らかにする。裁決書の問題箇所。

○ 裁決書 一理由-第2「裁決申請却下の申立てについて」における

- (1) 事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。
- (2) 本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。
- (3) また、当委員会に提出された裁決申請書及び明渡裁決申立書並びに当委員会の審理の結果等においても法第47条の要件に該当するような事実は認められない。

3. 「(1) 事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。」について

◎ 反論 事業認定の効力を否定しないのは起業者と国の責任

1) 事業認定の効力否定とは

- ・ 裁決書では「事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。」と言うが、「事業認定の効力が否定される」とは具体的にはどのような事態を言うのであろうか？
- ・ おそらく、①事業認定対象事業が終了したとき、何らかの要因で事業の一部もしくはすべてが消滅したとき、何らかの要因で中止になったとき、②審査請求で「事業認定取消」と裁決されたとき、③事業認定取消訴訟で「事業認定取消」判決が確定したとき であろう。①は起業者の判断によるものであり、②は国土交通省関係の行政不服審査請求を取り扱う審査庁としての国土交通大臣の判断であり、③は司法による判断である。

①については、

- ・ 川辺川ダム建設事業が土地改良事業取消訴訟で原告勝訴が確定した結果、川辺川ダム建設事業の利水目的が喪失してしまい、国土交通省九州地方整備局が収用委員会からの「収用明渡裁決申請の取下げ」勧告を受け入れての「裁決申請取下げ」となった。事業認定対象事業の喪失が取り下げの理由であった。この時の収用委員会会長は、「取下げ勧告を受け入れないのであれば、収用・明渡裁決申請を却下する」と国土交通省に公開審理の場で通告していた。国土交通省は熊本県収用委員会から却下されるよりも「取下げ」を選択したのである。
- ・ 石木ダムの場合に敷衍する。確かに2019年5月21日段階では、①事業認定取消訴訟では棄却判決が出されたが、現在は控訴審中で「事業認定取消判決」が確定している状況ではないので、事業（の一部）が消滅したことを理由とした取下げ勧告を出す状況にない、②事業認定取消を求める審査請求に対する裁決は出されていない、③事業認定取消訴訟は

「事業認定取消」判決が確定していない、など、川辺川ダム事件とは条件がまったく異なっている。しかしながら収用委員会が事実をつぶさに見ていて、起業者に再考を促す必要性があるとの認識を持ち合わせていたならば、「取下げ勧告」もしくは「裁決の期は熟していない。話し合いを持って自主解決を図りなさい」という勧告はあり得たのではないか。収用委員会にそれを求めるのは、結果として、収用委員会がこの事業認定事件の行政側の最終手続き判断者（強制収用を是とする判断）という機能を果たしているからである。

- ・ 繰り返しになるが、現在の「13 世帯住居も含めたすべての物件と憲法で保障されている諸権利は、財産権のみの補償で足りる」としている人権侵害を無視して事業認定申請を提出したことが、起業者の完全な「読み違い＝想定外の現実」なのである。それにもかかわらず、起業者がみずから「強制収用への道を選択したことは読み違いであった」として撤回することができない状況にある。審査庁たる国土交通大臣には、事業認定処分・収用明渡裁決の最終責任者として、長崎県収用委員会は今回の収用明渡裁決において、「長崎県に収用・明渡裁決申請の取下げを勧告するべきであった」として、「収用・明渡裁決取消」の裁決を下すべきである。

②については、

- ・ 2013 年 10 月に提出した行政不服審査法に基づく「石木ダム事業認定取消」を求める審査請求への裁決が未だになされていない現実がある。収用明渡裁決請求の原因となる行為が事業認定告示である。13 世帯地権者とその関係人、共有地権者は事業認定取消を求める行政不服審査法に基づく審査請求書を 2013 年 10 月 7 日に提出している。しかしながら審査庁である国土交通大臣からの裁決書は、提出から 6 年近く経過している今日においても審査請求人に届いていない。審査庁国土交通大臣が裁決を下すうえで公害等調整委員会に求めた意見照会に対する回答書は 2019 年 1 月 16 日付で出された。「土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）」（公調委事第 2 号－4 平成 31 年 1 月 16 日）である。
- ・ その回答書に記された「意見」を下に引用する。

意見

下記 1(2)ア（イ）②d 及び 1(2)エ（ア）に係る審査請求人の主張については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の審査請求人の主張には理由がないものとする。

- ・ つまり、国土交通大臣が裁決を下す前に「下記 1(2)ア（イ）②d 及び 1(2)エ（ア）に係る審査請求人の主張については調査検討の上結論を出すべきである」とする意見が付されている。
- ・ 「下記 1(2)ア（イ）②d 及び 1(2)エ（ア）」を公害等調整委員会回答から引用して下に記す。

=====

回答書 22 ページ

② 対象降雨の選定

d 1(2)ア(イ)② d について【検証用データの不存在】

資料によれば、川棚川流域では、雨量観測所や水位観測所が整備され、貯留関数法を用いるのに十分なデータが蓄積されているとする具体的なデータは含まれておらず、貯留関数法モデルの諸データを保管していないため数値の科学的合理性が担保されていないとする審査請求人の主張の当否を判断することができない。

したがって、審査庁においては、基本高水量の算出に係る処分庁の主張の合理性につき、処分庁の主張立証を調査検討の上、結論を出すべきである。

回答書 30 ページ

工 失われる利益

(ア) 被収用者への影響(1(2)エ(ア))

前記のとおり、本件事業によって得られるべき公共の利益を基礎づける治水に関する資料を検討しても、審査請求人の1(2)ア(イ)②dの主張の当否を判断することができないから、本件事業によって得られるべき公共の利益と失われる利益である被収用者への影響との比較衡量をすることができない。

したがって、この点に関する審査請求人の1(2)エ(ア)の主張の当否を判断することができないため、審査庁は、この点についても処分庁の主張立証を調査検討の上、結論を出すべきである

- =====
- ・ 「貯留関数法を用いるのに十分な具体的なデータを明記したうえで、審査庁としての裁決をくだしなさい」という意味である。公害等調整委員会からこの条件付き回答を送付されてから5か月経過している現在においても、審査庁国土交通大臣からの裁決書は出されていない。今回の審査請求書提出にあたり、仕方なく、審査庁である国土交通大臣の直轄部署「土地収用管理室」に「公害等調整委員会からの回答書が出されてから5か月以上経過しているが、回答書で指摘されたことはどの様に扱われたのか」と問い合わせた。その答えは「何分にも公害等調整委員会から意見付きの回答をいただいたのは初めてのことで、時間がかかっています。」であった。今しばらく、2013年10月7日に提出した意見書への裁決は下されないのである。
 - ・ この公害等調整委員会が付した意見をまとめると、「貯留関数法を用いるのに十分な具体的なデータが明記されていないので、治水目的の当否が判断できない。治水目的事業によって得られる公共の利益と失われる利益との比較について、公害等調整委員会として判断できない」という指摘である。「石木ダム事業による得られる利益と失われる利益との比較について、公害等調整委員会として判断できない」というのであるから、極めて重い指摘である。審査庁である国土交通大臣が「事業によって得られる利益と失われる利益との比較について、公害等調整委員会として判断できない」という状況に対応できないと、「石

木ダム事業によって得られる利益と失われる利益との比較ができない」という事実が確定してしまう。それは「石木ダム事業認定取消」という裁決を出すべきであることを意味する。

- ・このような状態では事業認定処分が国土交通大臣又は裁判所によって取り消される可能性すらある。そうであれば、この状況を顧みることなく今回の収用・明渡裁決を看過することは許されない。
- ・少なくとも、審査庁国土交通大臣は、「2013年10月7日に提出した審査請求への裁決が下るまでは、今回の収用・明渡裁決の執行を停止すべし」との裁決を早急に下す必要がある。

③については、

- ・ ①事業認定取消訴訟で「事業認定取消」判決が確定するには時間がかかり、その時には、石木ダム事業は完成してしまう、ということであり、②ダム事業を実施する、あるいはこれに参画するという行政側の判断は、裁量権の範囲を逸脱濫用するものではない、とする判決があまりにもまかり通っている現実である。
- ・ ①事業認定取消訴訟をはじめ、公金支払差止訴訟、工事差止訴訟においても、係争中でもダム事業は執行されている。いわゆる執行不停止の原則である。判例としては、二風谷ダム事業認定取消訴訟で事業認定取消判決であったが、ダムは完成していたので、ダムを取壊しての原状復帰は命じていない。
- ・ ②の「裁量権の範囲」判決は日常茶飯事になっている。訴訟において、原告側の丹念な調査に基づく主張を裁判所は直視することなく、いわゆる手続論だけで判断して判決としている。「水需要予測が過大であり、その原因は予測に用いた手法が間違えていることにある。」という原告からの指摘に対して、起業者は「水需要予測は余裕を持たせるものであり、実績を上回るのは当然のことである。現時点で予測と実績の乖離はあるとしても、短期間では水需要の再予測は必要としない」と主張する。判決では被告・起業者の主張を全面採用して、「水需要予測が裁量権を逸脱しているとは言えない。」との判決を下す。原告が事実に基づく根拠を示して説明しても、裁判所は見向きもしない。治水も同様、「治水目標流量の設定が過大で違法」という原告の科学的根拠に基づく主張に対して、裁判所は見向きもしない。すべてを、「裁量権の逸脱とは言えない」で片づけてしまうのである。
- ・ このように、どこの裁判所も同じような判決をくだす。何故なのか？ 一つは、水需要予測、治水目標流量設定ともに、違法と判断する基準が定められていないことにある。「水需要予測値を実績値との乖離が〇〇%を超えた時は再予測が必要」とか、「治水目標値を設定するときは過去最大流量の〇〇%以内」という判断基準が設定されていない。二つは、「余裕があるに越したことはない」、という感性であろう。これは、「公共事業はすべて、①少なくともその事業地の人間を含めた生き物の存在を許さない、②それに要した費用は後世にも負担を強いる」という事実に向けることで修正が可能であろう。三つは、司法権による行政権監視機能の放棄である。行政裁量が何をもたらしてきたのか、何をもたらすのか、をきちっと見据えた行政監視機能を司法は持つ。

- ・ 行政裁量の司法的統制の判断基準に関してこれまで積み重ねられた判例理論を適正に適用することなく、行政追認型の判決を繰り返すだけでは行政に対する監視機能は働かず、多くの人に不幸をもたらすのである。
- ・ ちなみに、利水目的を持つダム建設事業で土地収用法が適用された事業はそのすべてが、反対派地権者と支援者が指摘していた通りの水余り現象に陥っていて、その事後処理に汲々としている。苫田ダム（中国地方建設局 岡山県内）、徳山ダム（水資源開発公団 岐阜県内）、内海ダム再開発（香川県 小豆島町内）は利水目的を持つダムで、事業開始当初から過大予測を指摘して地権者（共有地権者を含む）が土地の提供を拒んでいたが、起業者は土地収用法を適用した。国は反対派地権者と支援者からの異論を無視して事業認定を告示した。苫田ダムは収用・明渡裁決前に任意賠償となったが、徳山ダムと新内海ダム事業は補償金受け取り拒否、事業認定取消訴訟提起、同訴訟敗訴確定 という経過を経ている。これら３事例についての現状については次項に記す。

小括

- ・ ①、②の現実を百も承知している起業者は、異論に耳を傾けることなく事業を進めてしまう。
- ・ 起業者は、あたかも、「文句があるなら裁判所に訴えればよい。受けて立ってやる」と言わんばかりの対応＝説明責任放棄の対応しかしない。
- ・ 仕方なく、反対派地権者と支援者は訴訟を提起する。
- ・ 裁判所は争点が治水であれ、利水であれ、起業者側の手続きが一見それらのマニュアルに沿っていることだけを見て、原告が指摘している内容については、「一概に被告の判断が違法とは言えない。」「裁量の範囲を逸脱しているとは言えない」として、原告敗訴判決。
- ・ すなわち、起業者は、地権者とその支援者からの異論に耳を貸すことをしなくても、土地収用法を適用することで、目的＝ダム事業完遂 を手にすることができるのが、日本の現状なのである。このことをスキームとして下に示す。

The flowchart illustrates the process of the Shikima Dam project, starting from land acquisition and moving through various stages of approval and execution. Key decision points include whether to proceed with the project or cancel it, and whether to accept compensation or not.

```

graph TD
    Start([スタート  
事業認定申請]) --> Rec1[長崎県  
佐世保市]
    Start --> Rec2[九州地方  
整備局]
    Start --> Rec3[長崎県  
収用委員会]
    Rec1 --> Start
    Rec2 --> Start
    Rec3 --> Start
    
    Start --> Rec4[事業認定  
第20条4要件]
    Rec4 -- 拒否  
まずあり得ない --> Cancel[石木ダム中止]
    Rec4 -- 認定 --> Rec5[収用裁決  
申請*]
    
    Rec5 -- 提出 --> Rec6[収用裁決]
    Rec6 -- 提出しない --> Cancel
    Rec6 -- 却下  
まずあり得ない --> Cancel
    
    Rec6 --> Rec7[明渡裁決  
申請*]
    Rec7 -- 提出 --> Rec8[明渡裁決  
明渡期日]
    Rec8 -- 却下  
まずあり得ない --> Cancel
    Rec8 -- 提出しない --> Cancel
    
    Rec8 --> Rec9[補償金支払い]
    Rec9 -- 期日までに支払わない・供託しない --> Cancel
    Rec9 -- YES --> Rec10[明渡裁決  
明渡期日]
    Rec9 -- NO --> Rec11[明渡裁決取消訴訟  
執行停止申立]
    
    Rec10 -- 却下  
まずあり得ない --> Cancel
    Rec10 -- 提出 --> Rec12[行政代執行申請]
    Rec12 -- 断念 請求撤回 --> Cancel
    Rec12 -- 断念 請求しない --> Cancel
    Rec12 -- 請求 --> Rec13[行政代執行(長崎県)]
    Rec13 -- 貫徹 --> Rec14[土地・物権収用]
    Rec14 --> Rec15[石木ダム推進]
    
    Rec15 --> Rec16[直接執行(長崎県)]
    Rec16 -- 同意 --> Rec17[明渡し裁決に  
応じない]
    Rec17 -- 支払  
受け取らないと  
供託と --> Rec11
    Rec17 -- 明渡し裁決取消訴訟  
執行停止申立 --> Rec11
  
```

石木ダム建設絶対反対同盟

長崎県佐世保市 + **九州地方整備局** + **長崎県収用委員会**

執行停止訴訟*
取消し訴訟判決確定まで執行停止を求める

裁判中、執行停止が利かないと事業は進む。

- 11

- ・ この現状をしっかりと直視して、2019年5月21日付の長崎県収用委員会採決の取消裁決を下すことが、審査庁の本来の役割と私たちは認識している。

2) 土地収用法を適用して完遂させた利水付きダムの現実

① 苫田ダム 中国地方整備局

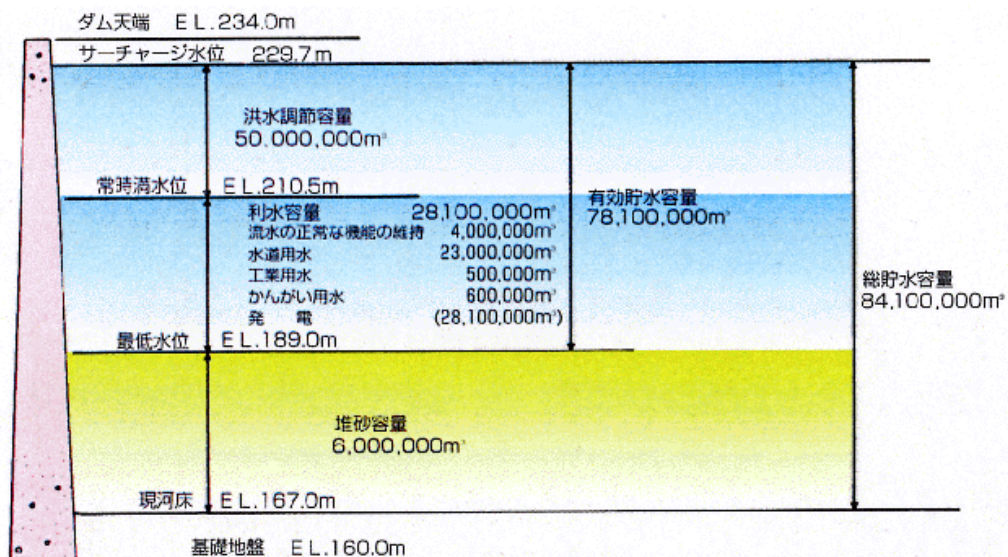
供用開始 2005年4月1日

土地収用法適用

➤ 目的と貯水池容量配分

「岡山県苫田ダムのあらまし」より

- ・ 都市用水（水道用水と工業用水）用としての利水容量を2,350万 m^3 確保している。



- ・ 岡山県南

西部への最大40万 m^3 /日の上水道用水供給、吉井川沿岸の約243haの農地への灌漑用水補給、吉井川下流の工場への日量8500 m^3 /日の工業用水供給を予定。

- ・ 水道用40万 m^3 /日は、岡山県広域水道企業団が確保したもの。
- ・ 1993年7月26日 岡山県広域水道企業団 吉井川系構成団体へ供給を開始
- ・ 2005年4月1日 苫田ダム供用開始

➤ 現在の状況

- ・ 建設当時から「水需要拡大を見込んだ過大予測、苫田ダム不要」との異論を無視して土地収用法を適用して完成させたが、**水需要は指摘されていた通りに低迷**。
- ・ 実質未使用分の水利権水量をほかに転用するにも、苫田ダムに水源を確保している岡山県広域水道企業団は投資分を埋め合わせるに足りる金額を条件にせざるを得ないことから、転用策もとん挫している。
- ・ その実態を山陽新聞が報じている。以下、表を含めて引用する。

苫田ダムの水道用水の使用状況(日量)

	受水権水量	実際の使用水量
岡山市	169,350	43,700
津山市	35,580	7,989
備前市	5,000	0
瀬戸内市	13,000	2,077
赤磐市	35,350	11,685
和気町	7,000	1,015
鏡野町	5,000	1,824
勝央町	12,630	5,070
奈義町	4,210	2,297
久米南町	3,000	942
美咲町	5,120	3,652
岡山県	104,760	0
計	400,000	80,251

【注】単位は立方メートル。使用水量は2013年度実績、一部に他ダムの水を含む

10 年を経て、最も大きな課題となっているのが「水余り」だ。苫田ダムが供給可能な水道用水は日量 40 万 m³。岡山県広域水道企業団が市町に卸売りする仕組みだが、5 市 6 町に供給が決まっているのは 40 万 m³/日のうち約 29 万 5 千 m³/日にとどまる。

残る約 10 万 5 千 m³/日は県が「調整水量」として、将来の水需要の増加に備え確保。水を買うであろう自治体が支払うダム建設負担金を立て替えており、14 年度までの累計で 119 億円に上る。

県生活衛生課は「調整水量は県全体の貴重な水源であり、将来の安定供給に必要。各自治体の浄水施設は多くが更新時期を迎えており、企業団からの受水に切り替えてもらえるよう努めている」とする。

各市町への供給が決まっている水量にしても、13 年度に**実際に使われたのは 8 万 m³/日**にすぎない。受水権水量の 25%しか使わなかった岡山市は「市民の節水意識の高まりのほか、洗濯機など節水型機器が普及し、需要は大きく伸びていない」（水道局）という。苫田ダムの基本計画が決まり、利水容量の大枠が固まったのは 1981 年。根拠の一つとされたのが、**吉井川流域の給水人口が 20 年間で 1.47 倍に増えるとの推計**だ。だが、既に県内は少子高齢化時代に突入、**県人口の伸びは 1.06 倍にとどまった**。

02 年度策定の県水道整備基本構想で **1 日平均 438 ㍔(10 年度)**と予想した**県民 1 人当たりの水需要も、実際は 364 ㍔にとどまった**。目標年度の **25 年度は 511 ㍔**に増え、需給バランスが取れると予測した構想には、過大な見積もりとの批判がつきまとう。

➤ **さまよう対応策 「利水容量一部を治水容量に転用」 策**

- ・ 苫田ダムに確保された利水目的分の容量が有効に使われていないこと、それが岡山県広域水道企業団の財政負担につながっていることから、「**余ってしまった利水容量を治水分に転用**」が検討されている。しかし、岡山県広域水道企業団の財政負担を解消するには、その転用の条件の折合が難しい。**国からの提案に岡山県広域水道企業団は、応じかねると応答したことを山陽新聞が報じた。「それでは採算が合わない」**が本音である。

<http://www.sanyonews.jp/article/509980/1/>

～苫田ダムの治水転用「対応困難」 県広域水道企業団 国打診断の方針～

苫田ダム（岡山県鏡野町）の利水容量を保有する岡山県広域水道企業団（県と関係 17 市町で構成）は 30 日、岡山市内で開いた運営協議会で、利水容量の一部を治水転用するため買い取りを打診している国に対し、「現時点では対応は困難」として断る方針を決めた。国側の提示価格が低いことなどが理由という。

同企業団は 31 日にも国土交通省中国地方整備局に文書で回答する。ただ、国側から再度の転用依頼があった場合は再検討するとの内容も盛り込む。

苫田ダムの利水容量は日量約 40 万 m³。このうち 10.5 万 m³/日は買い手が付かず、県が調整水量として引き受けている。

同整備局は 2015 年 8 月、**洪水調整に活用するため、11.7 万 m³/日を約 5 億円で買い取る**と打診。県と関係市町で協議を重ねていたが、**約 5 億円で売却すると同企業団に約 84 億円**

の帳簿上の差損が生じることなどから、「国の買い取り価格が資産価格に見合わず、将来の企業団経営に悪影響を与える」「異常渇水が起きた場合に対応できるのか」といった慎重意見が出ていた。

➤ 結論

- ・ 苫田ダム完成後は反対派が主張していた通り、水需要が伸びることはなかった。今後とも人口減少で伸びる見込みナシ。苫田ダムは不要であった。

② 徳山ダム 水資源機構

供与開始 2008 年

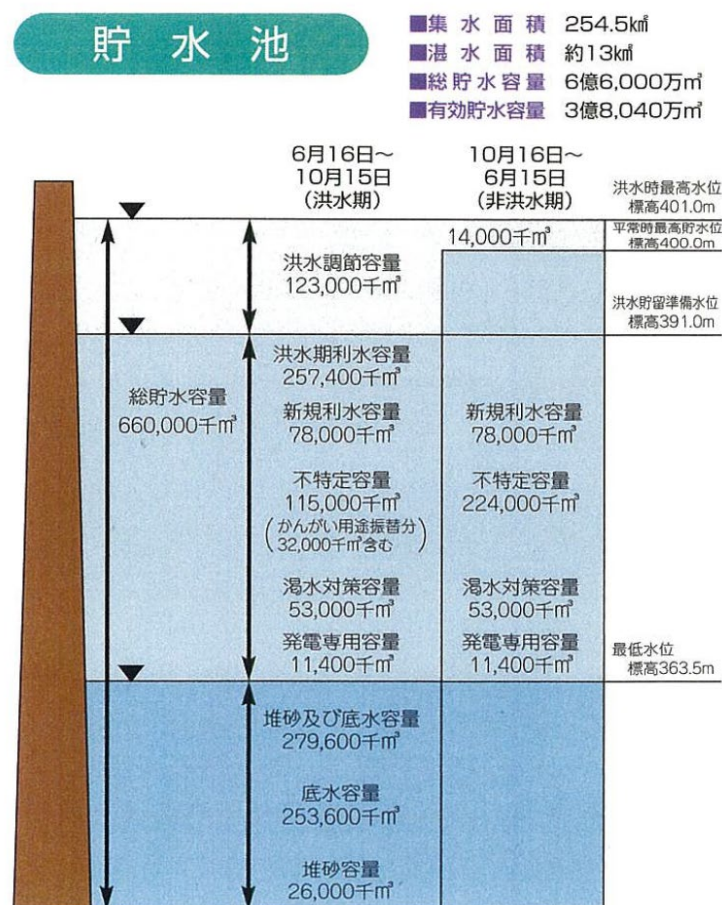
土地収用法適用（地権者は共有地権者のみ）

取消訴訟原告敗訴。

➤ 目的と貯水池容量配分

「徳山ダムパンフレット 揖斐の防人 濃尾の水瓶 徳山ダム」より

- ・ 都市用水（水道用水と工業用水）用としての利水容量を 7800 万 m³ 確保している。水利権者については、下記の図表に整理する。



独立行政法人 水資源機構 徳山ダム管理所



水道用水 (毎秒4.5立方メートル)

工業用水 (毎秒2.1立方メートル)

水道用水	4.5m ³ /秒	名古屋市 1.0	愛知県 2.3	岐阜県 1.2
工業用水	2.1m ³ /秒	岐阜県 1.4	名古屋市 0.7	

➤ 現在の状況

- ・ 建設に同意・使用権を確保した自治体は、使用先がないまま、建設負担金を水資源機構に支払い続けている。
 - ・ 上記割当ての利水分の使用に関しては、2008 年度の供与開始から現在に至るまで、使用先がない。そのため、使用権を確保した自治体は、使用の当てがないままに建設負担金を水資源機構に支払い続けている。
 - ・ 利水分建設負担金 約 1500 億円（元利合計＝945+600）
- 2008 年度 愛知県 19 億円、岐阜県 23 億円、名古屋市 120 億円（工業用水一括支払を含む）
- マスコミ報道**

○朝日新聞記事

徳山ダム利水、2 県 1 市の建設負担金 1 5 0 0 億円に

2008 年 03 月 30 日 17 時 48 分

<http://www.asahi.com/national/update/0330/NGY200803300002.html>

徳山ダム完成に伴い、08 年度から本格的に始まる愛知、岐阜両県と名古屋市の水資源機構に対する**利水分の建設負担金**が、**総額 1 5 0 0 億円前後**にのぼることが分かった。ダムができても当面は取水設備もなく収入が増えない中、水道会計に重い負担を強いられそうだ。

概算で 3 3 5 1 億円とされる事業費のうち、**利水分は 9 4 5 億円**。ただしこれは元本で、73 年以来的建設段階で機構が立て替えてきた利息、今後 **2 3 年程度の支払い期間中の利息の合計約 6 0 0 億円**を加えたのが、**自治体負担**だ。

事業費値上げの際などに 2 度ダムの計画を見直し、水利権は半分以下に減らしているが、権利に応じて払う利水負担はなお重い。

ダム事業費のうち治水、発電分は国や県などが毎年支払っている。利水は通常、建設段階の負担を減らすためダム完成後、自治体が水売って払う仕組み。だが徳山ダムは水余りに直面しており、一部は渇水対策や水源変更などで使う予定はあるというものの、**当面は取水設備もなく収入はゼロ。各県市は負担純増**となる。

08 年度の支払い予定額は、愛知県 19 億円、岐阜県 23 億円、名古屋市 120 億円。同市は今後の利息を減らすため工業用水分は一括払う。その原資の大半は上水道会計から借りる。岐阜県は工水、上水ともに一般会計で払う。

愛知県や名古屋市は、95 年の長良川河口堰（かこうぜき）完成後、負担金支払いなどがかさみ、料金を上げた。今回は経営努力などでカバーし、値上げはしないとしている。

予定の建設期間が終わる今年度末までの総事業費は 7 月ごろほぼ確定する。ただ、ダムの試験たん水が順調に進まず 4 月以降も続く見通しのため、事業費や各県市の負担額の最終確定は 09 年度にずれ込むとみられる。

岐阜・徳山ダム：本格運用 課題山積のまま - 毎日 jp(毎日新聞) 2008/05/07

<http://mainichi.jp/chubu/news/20080505ddq041040006000c.html>

いりやあせ名古屋 岐阜・徳山ダム：本格運用 課題山積のまま

徳山ダム（岐阜県揖斐川町）は5日午前1時40分、本格運用へ移行する基準となる貯水位391メートルにまで下がった。4日には、ダム湖そばで旧村民らがコンサートを開き、沈んだ村をしのいだ。約1500人の故郷を奪った徳山ダムだが、現段階で利水の見込みはなく、愛知、岐阜、三重3県と名古屋市は苦しい財政の中、巨額の事業費負担を続けなければならないなど、問題をはらんでいる。

徳山ダムの本格運用で岐阜、愛知県と名古屋市が得る水量は毎秒6.6トン（岐阜2.6トン、愛知2.3トン、名古屋1.7トン）。当初計画の15トンから大幅に下方修正された。高度成長時代の計画は、社会構造の変化などから「水余り」を生んだ。

人口増が進む流域最大の名古屋市で過去10年の水道の給水量を比較すると、97年度の約3億1913万トン（約224万人）に対し、07年度は約2億9677万トン（約234万人）。工業用水も96年度の約2732万トンから06年度には約2387万トンと、ともに減少した。愛知県でも傾向は同じだ。名古屋市水道計画課では徳山ダムの水について「上水は渇水対策、工水も水質向上のために必要」と強調する。

一方、岐阜県では、簡易水道から上水道への切り替えが進んだことから水道水の給水量は微増。しかし、流域の西濃地区の自治体は揖斐川に取水口を設置していない。同地区の地下水利用対策協議会（178社）によると、使用する工水はほぼ地下水で、1日平均使用量は約24万トンと01年以降ほぼ横ばい。同協議会の担当者は「地下水はきれいで水温が一定。半導体の洗浄などを行う西濃地区の企業に不可欠で、ダムや川の水には替えられないのでは」と話す。

岐阜大の富樫幸一教授（経済地理学）は「渇水対策が強調されているが、過去には農業用を融通してもらってしのげた。長良川河口堰（ぜき）の水も余っている。ダムを造るより、水系で取水の仕組みを作り直すことが重要だった」と指摘している。【石原聖】

◇地元負担2000億円ー利水分、約20億円ずつ23年間

ダムの総事業費は85年には2540億円と見込まれたが、環境対策などを理由に03年に960億円増額され、最終的には3350億円になる見通し。

国負担分1733億円と、発電事業を担当する中部電力、Jパワー（電源開発、東京）の負担分490億円を除いた、東海3県1市の負担額は、利子を含めると総額2000億円を超える。負担は治水分と利水分に分けられており、東海3県（名古屋市はなし）の治水分の負担額は計581億円で、11年度までに支払い終える予定。

特に問題になるのが利水分の負担額だ。愛知、岐阜両県と名古屋市（三重県はな

し）は、負担額計約1500億円の支払いに水を売って得た利用料を充てる方針だが、取水設備すらない現状では収入が見込めない。今年度から2030年度までの23年間、▽岐阜23億円▽愛知20億円▽名古屋18億円（21年度以降11億円）を毎年、支払うことになっているが、「一般会計から出さざるをえない」（岐阜県河川課）と担当者は頭を抱える。

また、ダムの水を木曽川や長良川に流し、愛知県や名古屋市が利用できるようにする導水路を建設する計画もある。事業費は８９０億円で、３県１市の負担はさらに４８０億円増える。現在、導水路の建設場所確定に向けた調査が進められ、国土交通省中部地方整備局は１５年度の完成を目指しているが、市民団体から「ダム湖の水は水温が低く、生態系に影響が出る」との批判が出て、中部地整は長良川では支流に放流する案も検討している。【稲垣衆史】

➤ **ダムの使用率を高めるための策**

- 中部地方整備局河川部と水資源機構中部支社は、２００８年から「徳山ダムの弾力的な運用を考える意見交換会」を設置し、徳山ダムに溜めこまれた水の活用法を模索している。今は不特定容量分を消化するために、環境保全策と称して河川維持用水量を規定値より増やした放流を試みている。しかし、「水温低下等の悪影響」もあり、多角的な検討を必要としている。詳しくは「第６回徳山ダムの弾力的な運用を考える意見交換会」を参照されたい。
<https://www.water.go.jp/chubu/tokuyama/reservoir/pdf/dai6kaiikenkoukankai.pdf>
- 不特定容量分を利用できる地域、都市用水分を取水できる地域を増やすことを目的とした木曽川水系連絡導水路事業を進めようとしている。しかし、「必要性がない、受水する河川水域の環境を悪化させる。中止せよ！」の声で事業は進んでいない。

➤ **結論**

- 徳山ダム完成後は反対派が主張していた通り、水需要が伸びることはなかった。今後とも人口減少で伸びる見込みナシ。徳山ダムは不要であった。

③ **新内海ダム（内海ダム再開発）**

供用開始 ２０１３年？ 試験湛水完了は ２０１７年 ３月

土地収用法適用。取消訴訟原告敗訴。

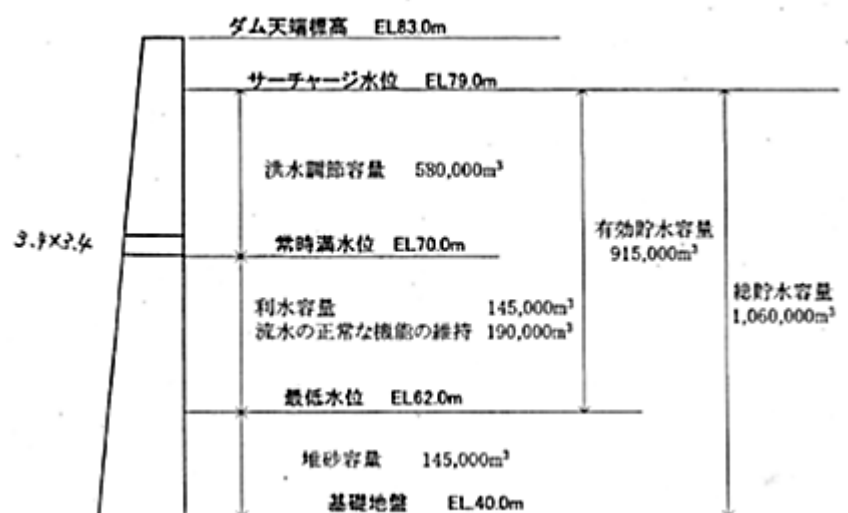
➤ **目的と貯水池容量配**

分貯水池

右図

- 小豆島町水道事業基本計画（小豆島町水道ビジョン）平成 20 年 7 月 小豆島町水道課
- かんがい期に取水できない溜池等の不安定水源に依存しているため、安定

水源の確保に努めます。（現在の内海ダム取水量 1,000m³/日を 2,000m³/日に増量します。）



➤ **小豆島町水道事業基本計画（小豆島町水道ビジョン）取水計画一覧表**

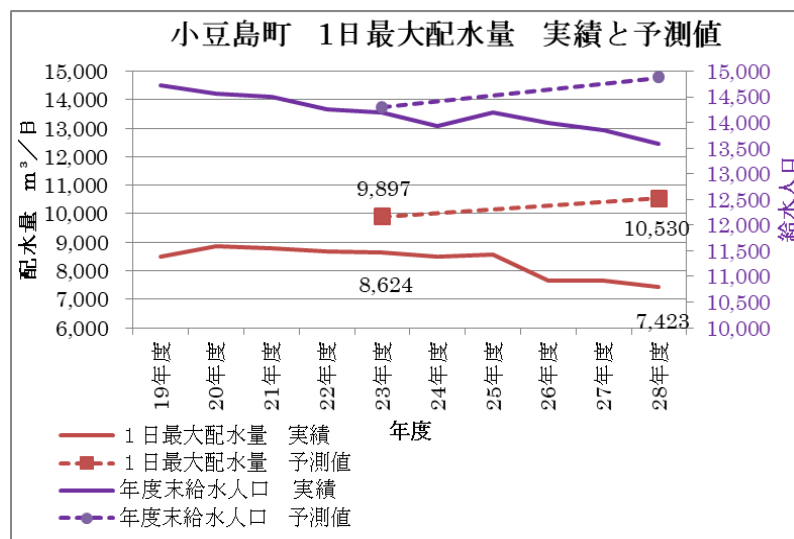
内海ダム	ダム水	1,000	2,000	
栗地ダム	ダム水	600	600	
吉田川砂防	河川水	1,300	1,300	
三五郎池	溜池	600	200	予備
猪谷池	ため息	710	150	
用水供給 (受水)	殿川ダム	浄水	2,480	
	栗地ダム	浄水	930	
	吉田ダム	浄水	2,721	
合計		10,561	10,031	予備を含むと、10,381
当浜川（当浜簡水）	河川水		107	経営統合
吉田川砂防（福田簡水）	河川水		200	
吉田ダム（吉田簡水）	ダム水		250	
湯船湧水（中山簡水）	湧水		211	
合計			11,149	

➤ 現在の状況 下記グラフ参照願います。

- ・ 簡易水道統合などを理由に給水人口増加（紫点線）を見込んでいたが、実績は減少。
- ・ 1日最大給水量も増加を見込み、2016年度（H28年度）の予測値を10,530 $\text{m}^3/\text{日}$ としていたが、実績は3,000 $\text{m}^3/\text{日}$ も低い7,423 $\text{m}^3/\text{日}$ であった。
- ・ 内海ダムからの計画取水量は1,000 $\text{m}^3/\text{日}$ で十分間に合っている。

➤ 結論

- ・ 溜池代替え水源確保の必要はなかったことになる。
- ・ 新内海ダムへの新規水利権確保は、反対派地権者の主張通り、不要であった。



3) 小括

- ・ 利水目的ダム建設事業の中で、事業地地権者と支援者たちが当該事業は不要であることを科学的調査に基づいて主張し、土地等の提供を拒んだ結果、起業者が土地収用法を適用して完遂させたダム事業はそのすべてが、反対していた人たちが言っていた通りの状況、すなわち、水余り状況に陥っていることを紹介した。その建設費の負担軽減に向けて四苦八苦しているのが現実なのである。

- ・ 土地収用法を適用した事業がすべて、水余り状況に陥っているのは何故だろうか？
- ・ 少なくとも①現在土地収用法を適用している起業者としての長崎県と佐世保市、②問題だらけの事業認定申請を却下せずに事業認定を告示した九州地方整備局、および、第三者機関として意見を具申された国土交通省社会資本審議会公共用地分科会、③「本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」として収用明渡裁決を下した長崎県収用委員会はこの疑問に答える必要がある。
- ・ そのうえで、石木ダムは上記 3 ダム事例とは違って水余りに汲々となるような事態にはならないとするのであれば、その理由を具体的に示す必要がある。
- ・ *注 ここで治水目的を持つダムに関して触れないのは、治水目標としての生起確率を 100 年以上とっているのも、現段階で現実と対照することが難しいからである。

4. 「(2)本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。」について。

1) 上記文言の法的根拠について

➤ 長崎県収用委員会への問合せ

- ・ 6 月 6 日、「土地収用法何条を受けての文言か？ このような判断をする権限が収用委員会に課せられているのであれば、その法的根拠を教えてほしい。」と収用委員会事務局に問い合わせた。対応された職員は長崎県土木部用地課収用班の方であった。

回答

「通説・判例上は重大かつ明白な瑕疵のある行政処分は無効とされていることから、事業認定にこのような無効原因たる瑕疵があるときは、他の行政機関といえども事業認定の効力を否定するくらいのことができ、少なくともこのような瑕疵が存在するか否かについては、収用委員会は審査権を有していると考えられる。」

◎ 反論

1) 収用委員会公開審理では「収用委員会は事業認定の中身については扱わない」としていた。

- ・ 地権者とその支援者から見れば、事業認定処分は考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したものである。このことを収用委員会の場において検証することを求めたが、収用委員会は、「収用委員会は事業認定の中身については扱わないことになっている」と拒否した。
- ・ 収用委員会がその進行において地権者たちに適用したルールは下記の土地収用法第 63 条第 3 項である。

=====

第六十三条

3 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前二項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べることができない。

=====

- ・ 事業認定の内容の検証を拒否した長崎県収用委員会が、「その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。」と判断しているのは、まさに私たち申立者が収用委員会に提起してきた問題についてその内容を真摯に検討したことがないからに違いない。審査庁においては、次項「5. 石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵」をしっかりと見られたい。

2) 「その処分（事業認定告示）が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」といえるのか？

- ・ 地権者とその支援者から見れば、事実誤認に満ちた上に、事業認定処分は考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したものである。
- ・ 次章「5. 石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵」に、その事例をあげる。
- ・ 審査庁は、次章「5. 石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵」にあげる事例が「重大かつ明白な瑕疵とは認められない」とするのであれば、これらの事例について、一つ一つ「重大かつ明白な瑕疵とは認められない」とする理由を具体的に記されたい。

3) 小括

- ・ 収用委員会公開審理では「収用委員会は事業認定の中身については扱わない」とし地権者側からの「事業認定の違法性」検証を拒否していた。
- ・ 「事業認定の違法性」検証を拒否した上で、「その処分（事業認定告示）が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」とする収用委員会裁決は、まったくその根拠と判断経過が示されておらず、客観性はなく、恣意的もしくは先入観的なものでしかない。
- ・ 審査庁は長崎県収用委員会に、「その処分（事業認定告示）が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」について公開審理の場で見直すことを指示するとともに、見直しが完了するまでの本件裁決の執行停止を求める。

5. 石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵

1) 「石木ダム事業によって失われる利益」を見ていない。

① 初めに

- ・ 土地収用法第 20 条 3 項は、その事業によって得られる利益と失われる利益の比較衡量を行い、事業認定効果として予定される事業認定対象物件の収用の是非を判断するとしている。同条 4 項はその事業による公共の利益があるとした場合に、収用をしなければならない緊急性等の有無を判断するとしている。
- ・ 本件の事業認定申請書、事業認定告示、どちらにも、石木ダム事業によって得られるとしている公共の利益については、その当否は別として、多くのことが書かれているが、石木ダム事業によって被る不利益＝失われる利益については、生態系についてのみ検討されているだけである。ただし、その生態系についての検討は、「移植で解決」という最悪の対処法でしかない。
- ・ 本件の事業認定申請書、事業認定告示、どちらも、①そこに居住している 13 世帯約 60 人の存在について一言も触れていない。②利水面は水需要予測をするたびに過大評価を繰り返し、それでも石木ダムの必要性が説明できなくなると保有水源量 28,000m³/日分を「不安定水源」として「ゼロ評価」して水源不足を偽装しているのが実態である。受益予定者とされている佐世保市民が無駄な事業に巨額が投じられることによる多額の事業費負担

＝水道料金値上げについては一言も触れていない。③治水は石木ダム事業を組み込んだ全体計画が決定された 1975 年度以来 50 年近く経過している。その間に河道整備が進んで、「戦後最大洪水が再来しても石木ダムなしで川棚川下流域は対応できる状態にほぼなっている」と長崎県が認めている。事業実施を判断する重要な基準とされている費用対効果は 1.0 以上とされているが、今から石木ダムを建設しても、川棚川下流域の治水効果はもはやはなはだ小さく、石木ダムによる治水対策事業の費用対効果は 1.0 の 1/5 に及ばない 0.18 にしかならない。このように費用対効果がわずかな事業に巨額な事業費を負担することになる長崎県民の不幸について一言も触れていない。④石木ダム事業には利水と治水両面に国からの補助金が支払われる。石木ダム建築費 280 億円に対する補助金総額は 150 億円を超える。必要性のない石木ダム事業に 150 億円を超える税金が浪費されると同時に 13 世帯約 60 人の生活を破壊することは、納税者はだれ一人望まない。全国納税者が背負われるこの不幸には一切触れられていない。

② 事業地において 13 世帯約 60 人が生活している事実の無視

- ・ 13 世帯約 60 人が生活の場を放棄しない限り石木ダム事業は成り立たないにもかかわらず、その事実一言も触れていないのは 13 世帯約 60 人の存在自体の無視である。それは、「憲法で保障している基本的人権が侵害されると主張するが、それらは特殊個人事情であって、法的補償を受ける権利となっていない。13 世帯約 60 人には受忍の範囲である」という趣旨の認識が起業者と事業認定庁とに共通しているからである。13 世帯約 60 人の生活実態を見ることなく、そのような認識で土地収用法を適用したこと自体が人権侵害であり、違法であり、違憲である。
- ・ そもそも土地収用法は公共事業によって失われる財産権を補償して事業を円滑に進めることを目的に据えている。（（この法律の目的）第 1 条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。）
- ・ その補償は完全補償とされているが、それはあくまでも財産権の範囲についてのことである。本件は起業者長崎県が事業認定申請をし、それを事業認定庁が認定したことから、13 世帯約 60 人も事業地内居住者を強制排除しなければならない事態になっている。
- ・ 石木ダム事業認定取消訴訟ではこの問題に対して「本件起業地内において培ってきた生活が失われること等については、土地が収用される場合に当該土地上に建物を所有し居住する者において必然的に生じるものであり、土地収用法はこのような不利益を踏まえてもなお、必要がある場合には損失を補償して土地を収用することができると定めているから、かかる不利益を重視することはできない」と判示している。（*3 石木ダム事業認定取消訴訟判決 125 ページ）。
- ・ この判示は恐ろしい間違いである。平穏に暮らしてきた皆さんに、突然石木ダム事業が決定され、「その事業地であるから土地を譲り渡せ！」と迫る。それに合意しないと土地収用法が適用され、それでも合意を示さないと「補償金を受け取らないならば供託する」との通知を受ける。そして収用期限になると、これまで生活していた土地の権利は国に移っ

てしまい、そこに定住することに法的根拠が無くなってしまふのである。上記判示は「公共事業予定地に指定されたならば、そこに住んでいる人の生活の場は、いやでも補償金は供託されて奪い取られる。それを救済する法的仕組みはない」と言下で宣言しているのである。

- ・ この判示は憲法第 13 条に抵触する。第 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。13 世帯の皆さんが居住している地を長崎県は勝手に石木ダム事業地としたのであって、13 世帯の皆さんが公共の福祉に反することをしたのではない。長崎県が石木ダム事業地としたことで、13 世帯の皆さんが生活の場を剥奪されるのは、まさに 13 世帯の皆さんの先住権剥奪であって、二風谷ダム事業認定取消訴訟判決に反するものであり、違法そのものである。
- ・ 長崎県が「こうばる住民 13 世帯約 60 人に対して、先住権も含めた基本的人権侵害に対応できていない」と認めている土地収用法を適用したこと自体が「間違い＝違法・違憲」なのである。

土地収用法逐条解説 338 ページには

=====

「当該土地」とは起業地（事業を施行する土地）全体をいうのであり、各土地所有者に属する個別の土地を指すのではない。したがって、比較衡量の対象となる利益は、起業地内の個別の土地の有する価値を総計したものである。

=====

と記されている。

- ・ こうばる地区の 13 世帯当事者がこの事業によって失うのは、単にその家屋や土地だけではない。数代にわたって生活共同体として築きあげてきた生活のすべてが無駄な石木ダムによって剥奪されるのである。生活共同体として培われてきた地域社会の破壊であり、先住権の剥奪であるから、石木ダム事業によって失われる利益は必要性のない石木ダム事業によって得られる利益よりもはるかに甚大である。しかしながら、13 世帯当事者が築き上げてきた生活共同体の実態を知らなければ、その価値を評価することはできない。

③ こうばる地区の 13 世帯当事者の生活

- ・ 本件審査庁には 13 世帯当事者が築き上げてきた生活共同体を理解願いたい。そのために、①2019 年 7 月 17 日に長崎県地方裁判所佐世保支部で行われた、石木ダム事業工事継続差止訴訟の原告本人尋問における、石木ダム事業地内こうばる地区在住 5 名の陳述書とその付属資料、②こうばる地区 13 世帯の皆さんの生活を記録した映画「ほたるの里のまもりびと」を案内する。
- ・ 石木ダム事業地内こうばる地区在住 5 名の陳述書とその付属資料
 - ◇ 2019 年 7 月 17 日に長崎県地方裁判所佐世保支部で行われた石木ダム事業地内こうばる地区在住 5 名の陳述はすべて、一人一人が置かれている立場から、40 年にわたって石木ダム事業との対峙を強いられてきた生活を語るものであった。それらすべてを収録し、

水源連ホームページに掲載した。それらの名称とインターネット上の URL を下に記すので、審査庁及び意見を諮問される公害等調整委員会の皆さんには是非、一読願いたい。

□ 陳述書 1 (岩本宏之さん)

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/f5124a8a8d78b538d9ff8006f262056c.pdf>

□ 陳述書 2 (石丸勇さん)

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/c2a00984e6e1bf245897179c600b5244.pdf>

□ 陳述書 3 (岩下すみ子さん)

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/65a7761ddfbae5f6b4da0dda7f629927.pdf>

□ 陳述書 4 (松本好央さん)

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/be6c92d35c86e90ac69cdfde417082d9.pdf>

□ 陳述書 4-2 (松本好央氏・陳述書の写真)

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/dc5856e7f153c65dbc9cb5012877e228.pdf>

□ 陳述書 5 (石丸穂澄さん)

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/32da4f447ac13b23b5b33bc2e44ced74.pdf>

□ 陳述書 5 付属作品 4 点 (石丸穂澄さん)

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/058d2327a7c8bfa76d5f3782d5ecde80.pdf>

・ 映画「はたるの里のまもりびと」

- ▶ 繰り返しになるが、石木ダム事業認定取消訴訟の判決で、長崎地方裁判所は、「本件起業地内において培ってきた生活が失われること等については、土地が収用される場合に当該土地上に建物を所有し居住する者において必然的に生じるものであり、土地収用法はこのような不利益を踏まえてもなお、必要がある場合には損失を補償して土地を収用することができる」と定めているから、かかる不利益を重視することはできない」と判示している。この判示は「土地が収用される場合に当該土地上に建物を所有し居住する者」の生活をあまりにも軽く見ている。公共事業はそのすべてが、立地先の生きとし生くるものの存在を許さないのである。
- ▶ こうばる居住 13 世帯の皆さんは、無駄な石木ダムによって生活を剥奪されることを拒んでいる。その理由はいたって簡単、「ただここに住み続けたいだけ」なのである。
- ▶ 公共事業起業者や裁判官がその心をはかり知ることができるとどうなるか？ そうなつて初めて「ただここに住み続けたいだけ」を納得できるのであろう。「ただここに住み続けたいだけ」という叫びをジンワリと捉えた映画を紹介する。それはこうばる 13 世帯

当事者たちの日常の生活を捉えた映画「ほたるの里のまもりびと」である。そのチラシが掲載されている URL を記す。

http://hotaruriver.net/wp/wp-content/uploads/2018/06/hotaru_reeflet1806.pdf

- ▶ 「ほたるの川のまもりびと」は認定庁と公害等調整委員会の皆さんには是非とも見ていただきたい。とりあえず、その短縮版（２０分版「ほたるの川のまもりびと」（パタゴニア特別限定版）を添付する。

④ 「知事との覚書*4」、「川棚町長との覚書*5」無視

- ・ 日本弁護士連合会は２０１３年（平成２５年）１２月１９日に「石木ダム事業の中止を求める意見書*5」を発表している。そのなかで、地元３部落の総代と長崎県知事との間で１９７２年７月２９日に本件覚書を取り交わした件について、論じている。以下、１２ページからの当該部分「(3) 本件覚書違反」を引用し、本件審査請求人の意見に替える。

===== 「石木ダム事業の中止を求める意見書*5」 抜粋 =====

(3) 本件覚書違反

① 本件覚書作成の経緯

前記２(2)のとおり、長崎県知事は、１９７２年７月２９日、石木ダム建設予定地である川棚町字川原郷、岩屋郷及び木場郷（地名はいずれも当時、以下「地元３部落」という。）

の各総代との間で、本件覚書（知事との覚書*4）を取り交わした。

署名者は、地元３部落の総代と長崎県知事であり、さらに、立会人として、東彼杵群川棚町長も署名している。

本件覚書作成の経緯は、次のとおりである。

長崎県は、１９６２年に川棚町と地元が無断でダム建設を目的に現地調査、測量を行ったが、地元住民は直ちに町に抗議し、町もこれを受けて県に抗議し、調査は中止された。それから１０年近くたった１９７１年１２月、長崎県は地元で石木ダム建設のための予備調査を依頼し、翌１９７２年７月２９日、本件覚書が締結され、ダム建設予定地内十数か所のボーリング調査、横抗調査、地震探査などが実施された。この時、本件覚書の外にも、川棚町長と地元３部落の総代間での覚書（川棚町長との覚書*4）も作成された。そのうち本件覚書第４条には、「県が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて地元３部落と協議の上、書面による同意を受けた後、着手するものとする。」とあり、町長との覚書の第１条は、「石木川の河川調査に関して地元３部落と長崎県知事との間に取り交わされた覚書は、あくまで地元民の理解の上に作業が進められることを基調にするものであるから、若し長崎県が覚書の精神に反し独断専行或は強制執行等の行為に出た場合は、川棚町竹村寅二郎（現町長）は総力を挙げて反対し作業を阻止する行動を約束する。」とある。このような状況から、本件覚書は、地元住民の激しい反対運動の中、長崎県が調査を進めるために、地元住民の調査に対する同意を得る目的で締結されたものであることは明らかである。

それ故、本件覚書では、①川原郷、岩屋郷、木場郷の同意を得て石木ダム建設のための地質調査及び地形測量を実施すること（第１条）、②地質調査の開始時期の事前明示、完了予定時期明示（第２条）、③地質調査の公表説明の時期の明示等（第３条）及び「調査の

結果、建設の必要が生じたときは、改めて川原郷、岩屋郷、木場郷と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。」(第4条)といったように、調査の方法、その結果の公表及び建設着工について具体的な定めがなされたのである。

長崎県は本件覚書締結によって、ようやく、10年間も進展がみられなかった石木ダム事業について、ボーリング調査、横抗調査、地震探査などを行うことができたのである。

②覚書の効力

ア 長崎県は、本件覚書の一部(第4条)について、紳士協定であると説明しているが、本件覚書は、地元3部落の住民を代表する各総代を甲とし、長崎県知事を乙として、甲と乙との対立する意思表示の合致したものであり、契約であることは明らかである。また、前記①の本件覚書作成の経緯及びその記載内容の具体性からして、本件覚書は、地元3部落の代表と長崎県の代表機関である知事が、地元3部落と長崎県との間で、法的に拘束力を持たせる意思をもって締結した契約と見るべきである。本件覚書による契約成立により、長崎県は、調査等開始、地質調査の公表説明の時期の事前明示をすること、一定の場合に中間調査概況の公表説明をすること、ダム建設着手のためには地元住民らと協議しその書面による同意を受けることという債務を負担した。

イ 覚書第4条では、「ダム建設の必要が生じたときは、改めて、甲と協議の上、書面による同意を受け」た後着手されることとされている。

本件覚書の署名者は、長崎県の代表者である知事と「川原郷」「岩屋郷」「木場郷」の各総代である。「川原郷」「岩屋郷」「木場郷」は、石木ダム水没地域にある地元3部落の通称である(川棚町においてはこれを行政地区としている。)。地元部落では、全ての住民がダム建設に反対していたことから、地元部落住民全員が署名する代わりに、地元各部落の代表である総代がそれぞれ署名をしたのである。

したがって、長崎県が石木ダム建設に着手するには、地元3部落の住民全員の書面による同意を得なければならない。

しかし、現在、川原郷には13世帯が居住しており、その全住民が石木ダム事業に反対して同意しておらず、長崎県は、川原郷住民全員の書面の同意、少なくとも現在居住する住民全員を代表し全員に代わって意思表示をする総代の書面の同意を得ていない。岩屋郷、木場郷の水没区域の住民は地元から転出しているが、このことは覚書第4条の効力を失わせない。

ウ 以上のとおり、長崎県が川原郷住民の書面による同意なしに石木ダム計画を進めることは本件覚書に違反する契約違反行為である。

③長崎県の契約違反と人権侵害

本件覚書で地元部落住民が認めた地質調査と地形測量の結果によっては、ダム建設は不要となるとの予測もありえた。他方で、地元3部落住民は、長崎県に対して「調査の結果ダム建設の必要が生じた時には、さらなる協議と書面による同意」という債務を課すことによって、1972年当時考えられる最大の手立てを尽くして行政の専横を防止しようとしたのである。

ところが、長崎県は、地元3部落住民が予備調査を認めたことを突破口に、地元3部落住民の同意なしに1982年に強制測量を実施し、2009年11月には、話し合いをすすめるためと称して、本件覚書作成の趣旨からは正反対の態度というべき強制収用にに向けた事業認定申請を行い、2013年9月には、事業認定を受けるなど、本件覚書に違反して石木ダム建設を強行しようとしている。

また、利水起業家である佐世保市は、「お願いして実現しよう 石木ダム」との広告を車体に記したラッピングバスを市内で走行させたり、「石木ダム建設は佐世保市民の願い」と書いた横断幕を庁舎に掲げたり、佐世保市長を先頭に職員が通学路や通勤路にのぼりをたてて「お願いします、お願いします」と連呼したり、正月元旦に市長を先頭に地元住民を戸別訪問するなどの行為を行っているが、これらの行為は、地元部落住民に、不当に圧力をかけていると評価せざるを得ない行為であり、平穏な生活を侵害する行為である。

長崎県の本件覚書違反行為や佐世保市の行為は、川原郷住民に対し、長年にわたり有形無形の苦痛を与え続けているもので、法令遵守の精神に反し、行政への信頼性を損なう結果となるものであり、看過することはできない。

2) 佐世保市民が石木ダムを必要としているのか？ →必要としていない！

① 「石木ダムが必要」としている佐世保市民団体は佐世保市の官製団体

- ・ 佐世保市は、「市民の会と協力しながら、石木ダム建設について市民の理解を深めるための活動を行っています。」としている。あたかも石木ダム推進を願う市民団体が佐世保市内にあるような表現であるが、その会は「佐世保市の官製団体」である。石木ダム推進を願って自発的に活動している市民団体など佐世保市内には存在していない。
- ・ 以下、2013年10月7日付で審査庁に提出した、「石木ダム事業認定の取り消しを求める審査請求書」の「【別紙】審査請求の理由」の2から4ページに記載した「1) 当該事業が受益予定住民から要望されている実態がない。『石木ダム建設促進佐世保市民の会』は官製の市民団体」を以下に引用して本審査請求の意見とする。

===「石木ダム事業認定の取り消しを求める審査請求書」の「【別紙】審査請求の理由」の2～4ページ引用===

1) 当該事業が受益予定住民から要望されている実態がない。『石木ダム建設促進佐世保市民の会』

「石木ダム建設 事業認定申請 実施を 市民団体が県に陳情へ」というような記事を見かけることがよくある。少し読むと市民団体名は常に「石木ダム建設促進佐世保市民の会」である。

(佐世保市のホームページ)【水道局】部長宣言 2011 から 2013 に見るように、「石木ダム建設促進佐世保市民の会はもとより、石木ダム建設促進川棚町民の会とも連携した活動を行います。」と 毎年水道部長が宣言している。

○「石木ダム建設促進佐世保市民の会」とはどのような会なのであろうか？

佐世保市は「石木ダムは市民の願い」とし、同市のホームページには下記のように同会「石木ダム建設促進佐世保市民の会」と協力しながら佐世保市民の世論形成を行っている、と下記のように記載されている。

「石木ダム建設促進佐世保市民の会は、佐世保市の水資源確保のため、石木ダム建設の早期実現を促進するために各種活動を行っている市民団体です。佐世保市では、市民の会と協力しながら、石木ダム建設について市民の理解を深めるための活動を行っています。」

<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/www/contents/1341488065554/index.html>

(現在、佐世保市ホームページには「石木ダム建設促進佐世保市民の会」に関する情報は掲載されていないが、同会の実態は変わらない。)

しかしながら、「石木ダム建設促進佐世保市民の会」の実態は以下に示すように佐世保市丸抱えの官製団体である。「石木ダムは市民の願い」は佐世保市が造り上げた虚像でしかない。

○「石木ダム建設促進佐世保市民の会」の実態 佐世保市のホームページから

<団体基本情報> 石木ダム建設促進佐世保市民の会

設 立：平成元年 1 月

会 長：嬉野 憲二 氏 (佐世保市連合町内連絡協議会 会長)

会 員：佐世保市内の自治会組織や経済団体など 28 団体

石木ダム建設促進佐世保市民の会 平成 24 年までの活動状況 (概要)

<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/www/contents/1341491064234/index.html>

(現在、佐世保市ホームページには「石木ダム建設促進佐世保市民の会」に関する情報は掲載されていないが、下記構造は変わっていない。)

- ▶ 平成元年：設立
- ▶ 同年 3 月：署名活動 (建設早期実現のため、署名簿を公民館、町内会を通じて各家庭に配布)、看板、街頭キャンペーン、宣伝車などにより広報活動開始
- ▶ 同年 6 月：県知事、議長などへ建設促進のための陳情 (署名簿提出)
- ▶ 平成 4 年：市営バス車体広告による啓発開始 (西肥バスは平成 5 年から)
- ▶ 平成 5 年：市営バス車内放送による啓発開始 (H21.11 終了)
- ▶ 平成 20 年：建設促進市民大集会を開催 (市と共催：1,500 名参加) 及び県へ陳情
建設促進市民大集会
石木ダム地元あいさつ活動 (辻立ち)
- ▶ 平成 21 年：建設促進市民総決起集会を開催 (市と共催：2,300 名参加) 及び県へ陳情
建設促進市民総決起集会
街頭啓発活動 (H21.11 事業認定申請)
- ▶ 平成 22 年：街頭啓発活動
- ▶ 平成 23 年：県知事に対し、建設促進に係る要望
長崎県知事への陳情活動
- ▶ 平成 24 年：「石木ダム建設工事等の事業認定に係る公聴会」にて意見公述

○「石木ダム建設促進佐世保市民の会」が佐世保市官製の団体である証拠

何と言ってもその第一は、同ホームページの同ページに ― お問い合わせ ― 企画部 政策経営課 と同会の事務局を企画部 政策経営課が担っていることを自ら示していることである。

次に、同会の予算については、石木ダム建設促進佐世保市民の会 平成24年度予算書(*6)に示すように、市助成金のみで賄われていることである。

=====引用終わり=====

- ・ 何故か「石木ダム建設促進佐世保市民の会」の情報が佐世保市水道局のホームページから削除されているが、「石木ダム建設促進佐世保市民の会」には自立した市民団体ではなく、佐世保市の官製団体であることには何ら変更はない。
- ・ これら2点から、「石木ダム建設促進佐世保市民の会」が佐世保市官製の団体であることは明白である。佐世保市には自立した市民団体からの「石木ダム促進！」の声を見ることができない。

② 受益予定地佐世保市在住の松本美智恵氏による、石木ダム工事継続差止訴訟原告陳述書

- ・ 2019年7月17日に長崎県地方裁判所佐世保支部で行われた、石木ダム事業工事継続差止訴訟の原告本人尋問において、利水受益予定地佐世保市在住の原告、松本美智恵氏がこの問題へのかかわりについて陳述した。佐世保市がスローガンとしている「石木ダム建設は市民の願い」は実態と全くかけ離れていること、このまま事業が強行されて石木ダムが完成しても佐世保市は人口減少が進んで水需要は益々減少し、石木ダムに開発した4万m³/日の水は余ってしまうことなど、豊富な資料に基づいて説明がなされた。その陳述書とその付属資料を以下に案内する。

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/9ac2a588232f6a1d8d0459c6051309e2.pdf>

- ・ 松本美智恵氏陳述付属資料集（1－13） シオリ付PDF

<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/7ab2c5e42502bd22342627025aeb997.pdf>

「佐世保市の水不足」検証に必要な資料がそろっている。

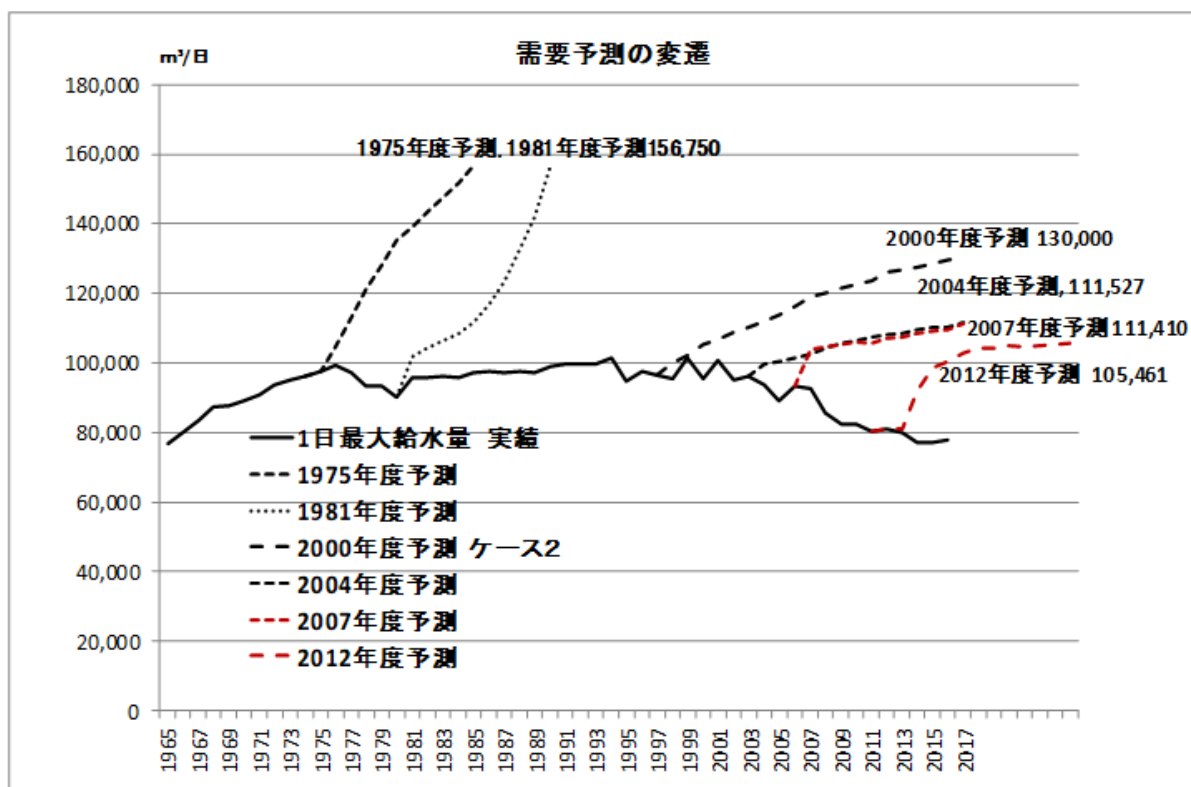
（クリックして開いた画面の右はじ「Acrobatで開く」をクリックしてください。開いた画面左にいくつかあるアイコンの下から2つ目の「紙が垂れ下がっているようなアイコン」がシオリです。ここをクリックすると目次のような見出しが出ますので、希望の所のアイコンをクリックしてください。読みたいところが表示されます。）

3) 石木ダム事業継続だけを目的とした水需要予測

① 過大予測が続くわけ

佐世保市は何度となく水需要予測を実施してきたが、そのすべてが、予測後の実績を大きく上回るという、はなはだしく過大な結果となっている。その実態をグラフに示す。

そして、なぜすべての水需要予測がこのような過大予測になってしまうのか、その理由を考える。



- ・ 厚労省水道によると。補助事業としての再評価を義務付けたのは1999年（H19年）3月9日の水道課長通知「環境衛生施設整備事業の再評価の実施について」である。佐世保市の1999年度（H11年度）以降の水需要予測は補助事業として義務付けられた再評価である。佐世保市が実施した需要予測のうち、1999年度（H11年度）、2004年度（H16年度）予測は5年ごとの定期再評価で、2007年度（H19年度）の再評価は石木ダムへの水源開発量を6万 m^3 /日から4万 m^3 /日に変更する際の再評価になる。それから5年後の2012年度（H24年度）に定期再評価を行っている。
- ・ 補助事業としての再評価を義務付けとは、再評価した結果、「石木ダム事業は補助事業として継続するのがふさわしいか否か？」を厚労省水道課が判断することを意味している。再評価した結果、水需要が見込めない、という結果になると、補助事業としての継続は停止する。石木ダム事業そのものを目的としている長崎県と佐世保市は、補助金カットを避けることが至上命題になっている。補助金カットは財政上の問題だけではなく、その事業の必要性が否定されるからである。それ故、石木ダムが必要という結果になるように水需要予測を組み立てるのである。
- ・ 水源開発が必要と言えるのは、水需要に対して保有水源が不足することである。その不足量があれば、「その不足分を水源開発する必要あり」となって、補助事業として継続される。
- ・ 必要水源水量を多く見せるには、計算過程で利用量率と負荷率の設定値を適当に調節することで可能になる。
- ・ 利用量率 水源から取水した水が浄水場から送り出されるまでの効率
 - 必要な水源開発量＝水需要量（浄水場から送り出された水のこと。浄水場から先での漏水分も含む）から換算した水源量－保有水源量 である。

- ・ 必要な水源開発量は上の式によって決まる。水需要量から換算した水源量が大きく、保有水源量が小さいほど水源開発量は大きくなる。
 - ここで、水需要から換算した水源量、水需要量、利用量率の関係について式で表す。
 - 水需要から換算した水源量＝水需要量／利用量率 である。
 - すなわち、 利用量率＝水需要量／水需要から換算した水源量 である。
- ・ 水需要量を賄う水源量は、水源取水場から取水されて浄水場における工程を経過して浄水場から水道水として送り出されるまでのロス分がプラスされることになる。同じ水需要量に対して利用量率を低く設定すれば、水需要から換算した水源量は大きくなる。
- ・ 水道施設設計指針（2012 年度厚生労働省）では利用量率という言葉を使わずに「安全」と表現している。
 - 安全％＝100％－利用量率％ という関係になる。
 - 佐世保市は従前の需要予測では実績値に近い安全 5％（＝利用量率 95％）を採用していたが、2012 年（H24 年度）予測では安全 10％（利用量率 90％）を採用した。
「水道施設設計指針に従って、10％の安全を見込んだのであるから違法性はない」としている。
- ・ その安全については、水道施設設計指針（2012 年度厚生労働省）48 ページに掲載されている。
 - 「計画取水量は、計画一日最大給水量に 10%程度の安全を見込んで決定することを標準とする。」とし、その解説では、
 - 「計画取水量は、計画一日最大給水量と取水から浄水処理までの損失水量等を考慮して定める。一般的には、計画一日最大給水量に 10%程度の安全を見込んだ計画とすることが適切である。」としている。
- ・ ここまで見ると、佐世保市と事業認定庁の言い分、更には長崎地方裁判所判決文に示される、「水道施設設計指針に従って、10％の安全を見込んだのであるから違法性はない」は全く問題ないように見える。
- ・ しかし、ここまでの記述は新規水道事業の場合を想定しての記述であって、すでに実績のある事業体に対しては、以下の但書を加えている。
- ・ 「損失水量には、取水地点から浄水場に至る各施設からの漏水や浄水処理過程における作業用水、スラッジ、蒸発によるものなどがあり、その水量は、各施設の状況や浄水処理の方法などによって異なる。特に、浄水場排水処理施設の処理水を着水井に戻し再利用する場合には、浄水場内での損失水量が少なくなることを勘案する。」
- ・ 佐世保市営佐世保地区水道（以下、佐世保地区水道と記す）は、「浄水場排水処理施設の処理水を着水井に戻し再利用」している。それ故、利用量率の実績値は 97％程度で、安全率は 3％を見込めばよいが、これまでは安全サイドを考慮して 5％を採用してきた。
- ・ それにもかかわらず、2012 年度（H24 年度）予測では突然、実績ではなく、10％と設定したのである。
- ・ 佐世保市、事業認定庁、裁判所では、なにゆえに実績があるにもかかわらず、水道施設設計指針の但書部分を無視して 10％としたのかについては、「裁量の範囲」としてその理由を述べないのである。

- ・ 収用委員会ではこの問題を取り扱うことを拒否したのであるから、救いようがない。
- ・ 「佐世保地区水道が浄水場排水処理施設の処理水を着水井に戻し再利用しているにもかかわらず、安全を 10%」としたことは、水道施設設計指針違反は明確である。
- ・ 審査庁はこの事実関係をしっかりと検証されたい。

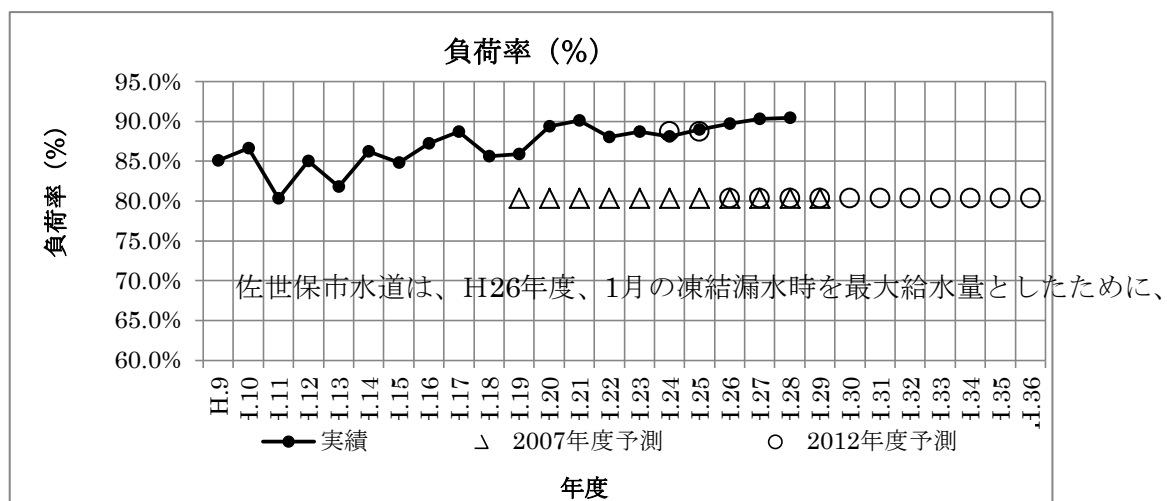
➤ 負荷率

- ・ 水道水が使われる量は毎日異なっている。その 1 年間の平均値を年間平均一日給水量＝一日平均給水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）という。一方、1 年間で最大の一日給水量を年間最大一日給水量＝一日最大給水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）という。
- ・ 水道事業体は、この一日最大給水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）をある程度の余裕をもって賄うことにしている。水需要予測では、一日平均給水量を予測し、その結果から一日最大給水量を設定している。
- ・ 一日平均給水量と一日最大給水量の比率を負荷率と呼んでいる。

◇ 負荷率（%）＝一日平均給水量／一日最大給水量 ×100 よって、

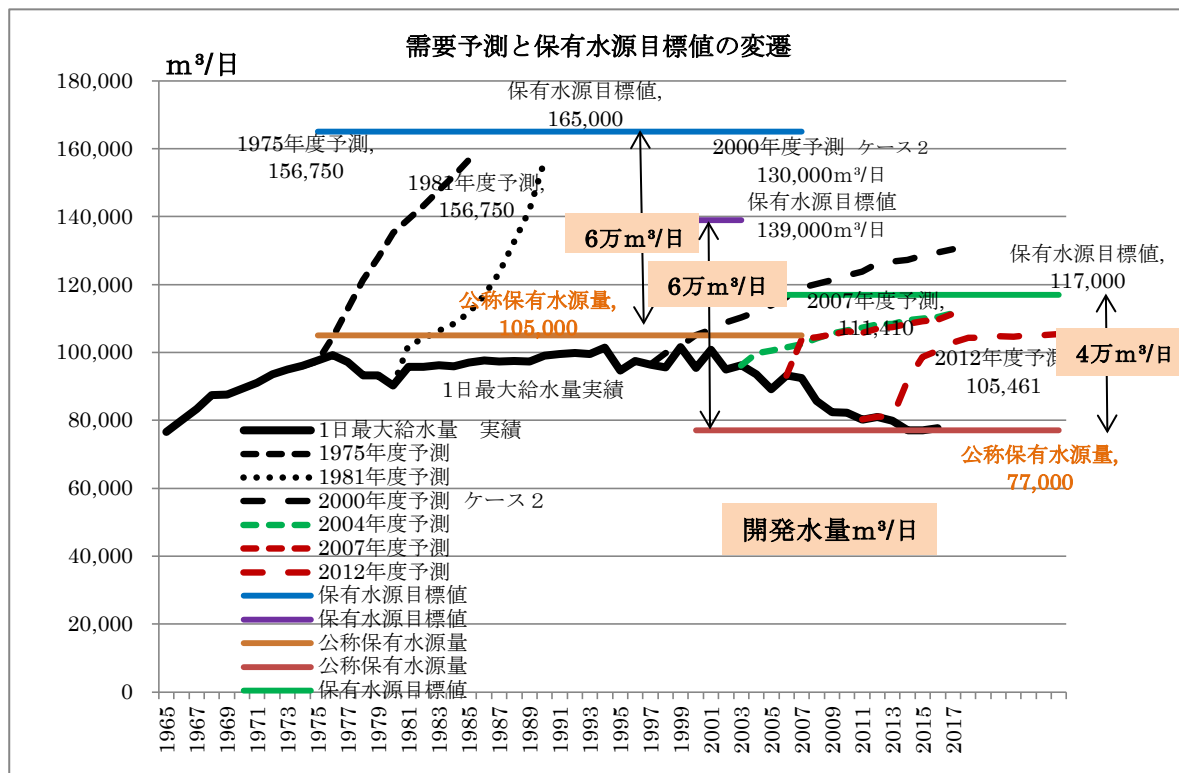
◇ 一日最大給水量＝（一日平均給水量／負荷率（%））×100 なる。

- ・ 同じ一日平均給水量でも、小さな負荷率で一日最大給水量を算出すれば、一日最大給水量は大きくなる。
- ・ 水需要量増大が見込めなくなると、利用率や負荷率を小さく設定して何が何でも水需要量が増える予測を立てる。それでも間に合わない場合は、水源開発必要量になるまで保有水源量を低く評価して、つじつまを合わせることになる。
- ・ 負荷率の経年変化と佐世保市の予測値を下のグラフに示す。



- ・ 佐世保市は 2012 年度（H24 年度）予測では、過去 10 年の最小値（H15 年度の 84.8%）ではなく、「異常値ではないこれまでの最低値」として、1999 年度（H11 年度）の 80.3%を採用している。
- ・ そんな細工を佐世保市は続けてきたことを次に掲げる需要予測と保有水源目標値の変遷グラフが立証している。

➤ 「水需要予測と保有水源目標値の変遷」 グラフ



- このグラフの太い黒線は一日最大給水量の変遷で、6本の破線・点線はこれまでに行われた水需要予測の結果である。各水需要予測線の上端がその予測が目標年度の予測値である。6回ともその後の実績よりはるかに高い予測値になっている。特に最初の2回は目標年度の予測値156,750 m³/日が一日最大給水量実績値、約10万m³/日より56,000m³/日も超過していた。石木ダムへの最初の水源開発量計画水量を6万m³/日としていた。針生に工業団地を立地する計画を見込んでいたからである。しかしその計画は頓挫した。針生工業団地頓挫が分かった時点で石木ダムへの水源開発を見直していれば水源開発は不要となっていたはずである。しかし見直すことなく年が過ぎた。2000年度の予測では2018年度には水需要は13万m³/日、それに必要な保有水源水量は13万7千m³/日になるとした。それまでの予測値156,750m³/日より2万7000m³/日も少なくなったのであるから、石木ダム開発水量もそれに応じて6万m³/日から2万7000m³/日を減じればよかった。それが何と、それまで使っていた慣行水利権水源を「不安定だからすべて許可水利権に替える」として、保有水源水量を約3万m³/日低く評価し、安定した保有水源は7万7千m³/日しかない、とした。保有水源水量を低く評価することで、必要な保有水源水量13万7千m³/日には6万m³/日の水源開発は必要、を維持したのである。
- それでも水需要は上がらず、2004年度(H16年度)再評価では開発水量を6万m³/日から4万m³/日に下方修正したが、石木ダム事業計画＝全体計画に反映されたのは2007年度(H19年度)であった。全体計画変更にあたって、佐世保市は再度水需要予測をしているが、不思議なことに、その結果はグラフに示されるように、2004年度予測とぴたりと一致しているのである。直近の2012年度(H24年度)予測では負荷率を、異常値を除いたこれまでの最低値としてH11年度の0.803を採用して水需要予測値を105,461m³/日とした。すなわち、異常値を除いたこれまでの

最低値である H11 年度の 0.803 を採用しなければ、水需要予測値を 105,461m³/日にできなかったのである。それでも、水需要予測値 105,461m³/日は 2007 年度（H19 年度）予測値 111,410m³/日より 6,000m³/日も少ない。しかし、必要とする水源量は 117,700m³/日にしなければならない。2007 年度再評価では水需要量から水源必要量を算出する際に用いる係数（利用量率）として、当時の利用率実績値 0.97 に近い 0.95 を採用していたが、2012 年度予測では利用量率を 0.90 としている。2012 年度の利用量率は、実績を無視して、水道施設設計指針に例示されている最低値 0.90 を採用しなければ、必要水源量を 117,700m³/日という数値にできなかったのである。

② 2012 年度（H24 年度）予測のからくり

- ・ 2004 年度予測、2007 年度予測では水需要がどうしても伸びないので石木ダムへの水源開発水量を 2 万 m³/日さげて 4 万 m³/日としたが、それでも水使用の実績は 3 万 m³/日も下である。想定していたダムへの開発水量を合理的に説明するには、水需要実績があまりに低下していた 2012 年度予測は大変であった。水需要は減少するばかり。保有水源水量もすでに削減してしまったので、「石木ダムへの 4 万 m³/日水源開発が必要」という結論を引き出すには水需要を何としてでも上げて、7 万 7 千 m³/日プラス 4 万 m³/日＝11 万 7 千 m³/日の水源が必要という結果にしなければならなかった。それには逆算するしか術がない。
- ・ 必要水源水量 117,000m³/日
- ・ それで賄える最小の一日最大給水量は上記値に水道施設設計指針で例示されている浄水場排水処理施設の処理水を着水井に戻し再利用しているにもかかわらず、再利用ナシを想定した 90%をかけて求めている。本来であれば、実績値から判断して 95%を採用するのが妥当である。
- ・ 一日最大給水量＝117,000×0.9＝105,300 m³/日 実際の採用値は 105,461m³/日
- ・ さて、一日平均給水量は一日最大給水量に負荷率をかけて求める。水道施設設計指針で例示されている考え方を最大限に用いると（＝できるだけ安全を見積もる）、これまでの最低値を採用するに越したことがない。但し異常値では逆に必要水量が大きくなりすぎるので、2007 年度予測で用いた負荷率と同じ値、0.803 を採用した。本来では、2007 年度で採用した「過去 10 年の最低値」を採用することで十分で、「過去 10 年の最低値」84.8%を採用するのが妥当であった。
- ・ 一日平均給水量＝105,300×0.803＝84,560 m³/日 実際の採用値は 84,685m³/日
- ・ 次は一日平均有収水量。一日平均有収水量は上記値に有収率をかけて求めるのであるが、有収率は「水道事業ガイドライン（JWWA Q100）」に準じなければならないから 0.895 程度を採用している。本来であれば、自己努力として漏水対策充実を第一にして、有収率はせめて 93%程度は目指すのが妥当である。
- ・ 一日平均有収水量＝84,560×0.895＝75,700 m³/日 実際の採用値は 75,542m³/日
- ・ さて、これらを用途別使用水量に振り分けなければ。これは難しい。家庭用水は人口減少が見えているから逆に一人一日当たりの水量＝原単位をできるだけ上げておかなければ。

業務営業用水をあげるにはどうすればよいか？ 工場用水は大口使用の佐世保重工業株式会社（以下「SSK」という。）はどうか？・・・・・・・・

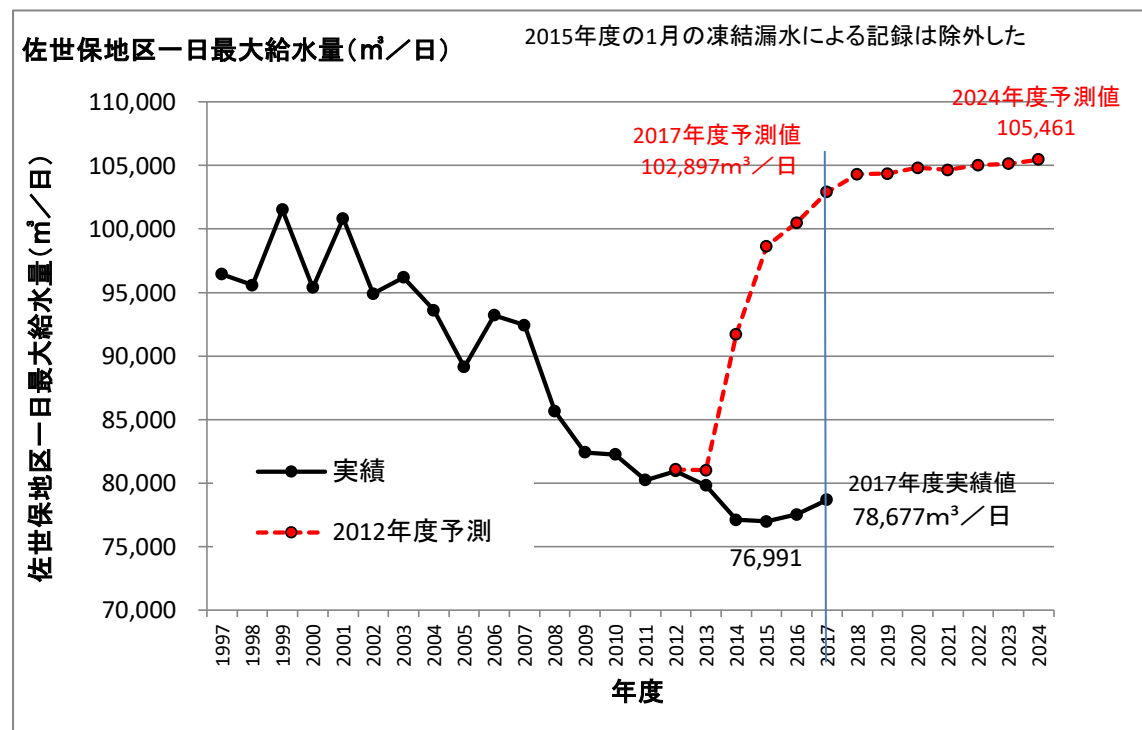
- ・ という次第である。各項目とも水需要を高く見積もるための理由を懸命にこじつけて算出し、それらの合計値を $75,542\text{m}^3/\text{日}$ に高めることができた。以下、用途別にその予測実態を記す。
- ・ **生活用水**については、「佐世保市民はこれまでの渇水経験で一人一日当たりの使用水量（＝生活用水原単位）を低く抑え込まれ我慢が限界にきている。渇水状態を克服できれば節水意識を緩めることができるので、原単位が上昇するはず」というシナリオのもとに、佐世保市は渇水対応で原単位が減少しているとしたときの実績を除いて、右上がりの傾向線を作成して 2022 年度予測値を $207\text{ℓ}/\text{人} \cdot \text{日}$ と設定した。「渇水による節水行動で我慢が限界にきている」などという現象は佐世保市には見られていないのが現状である。佐世保市自身、佐世保市民がそのような状況にあるのか調査したことは一度もない。佐世保市の調査結果では、佐世保市民は漏水対策と施設の老朽化対策を求めているのであり、石木ダムへの水源開発を求めている人はごくわずかであることも佐世保市自身の調査で分かっているのである。
- ・ **業務営業用水**については、大規模業務営業用と小規模営業用に分類して算出している。小規模営業用水については観光客数との相関があるとし、観光客数が増加するので小規模営業用水は増加する、としている。しかし、小規模営業用水は給水区域住民も毎日利用しているのである。給水人口が減少すれば、その分だけ小規模営業用水使用量は減少する。トータルで見ると、給水人口の減少による負の効果の方が観光客数増加による正の効果より大きいことが多変量解析で知れた。負の効果が強いために小規模業務営業用水は減少が予測されるのである。
- ・ **工場用水**については、SSK の水使用予測がいわば、誤解に基づいて描かれたシナリオに従った予測なので、大幅な過大予測になっている。SSK は赤字路線からの脱却策として、業務縮小を図るとしていた。これまでのメイン業務としていた新造船の割合を半減したことで、修繕船の業務割合が 2 倍になる。しかし、その部門の売り上げ見込み額は変わらないのである。つまり修繕船の業務割合は 2 倍になったものの受注隻数は変わらないのである。これが正しい解釈であるのに、佐世保市は「修繕船の業務割合が 2 倍になる。」を「修繕船の受注が 2 倍になる。」と勝手に理解し（意識的に誤解し）、「修繕船が同時に 2 隻ドックインした場合に要する水量」を基に SSK の今後の水需要量と見込んだのである。その結果、「SSK の 2012 年度（H24 年度）当時の一日平均水使用量実績 $1,200\text{m}^3/\text{日}$ 程度であったものが、2012 年度予測では 2015 年度（H27 年度）からは $5,700\text{m}^3/\text{日}$ 程度になる」としたのだからたまらない。その後の SSK の水使用実績は $5,700\text{m}^3/\text{日}$ になろうはずがなく、2017 年度（H29 年度）の工場用水の利用実績は $1,640\text{m}^3/\text{日}$ に過ぎなかったことから、多くても $1,600\text{m}^3/\text{日}$ 程度であったと推測できる。
- ・ このように、2012 年度予測における用途別用水の予測手法は現実を無視した過大なものであるから、その後の実績はすべての項目において予測を大きく下回っているのである。その集合体である一日平均有収水量の 2017 年度（H29 年度）予測値 $72,246\text{m}^3/\text{日}$ が、直近 2017 年度（H29 年度）実測値 $61,127\text{m}^3/\text{日}$ より $11,000\text{m}^3/\text{日}$ も大きい過大予測になっている

る原因は上記説明のとおりである。この過大予測は、事実を事実として認識して受け入れた上での予測ではなく、石木ダムへの水源開発の必要性を作り出すことを主眼としていたことの帰結でしかない。

- ・ ちなみに、利用量率・負荷率を実績を基にして、利用量率 95%、負荷率 84.8%とし、努力目標としての有収率を 93%に設定して逆算していたならば、
 - 一日平均有収水量＝ $117,000 \times 0.95 \times 0.848 \times 0.93 = 87,657 \text{ m}^3/\text{日}$になってしまう。2011 年度の一日平均給水量の実績値は上記値 $87,657 \text{ m}^3/\text{日}$ よりも $16,000 \text{ m}^3/\text{日}$ も低い $71,153 \text{ m}^3/\text{日}$ であった。これでは本来採用すべき実績を基にした、利用量率 95%、負荷率 84.8%、努力目標有収率 93%を使うことができない。このような事情から、利用量率と負荷率については水道施設設計指針で例示されている考え方の最小値を採用したと推察される。
- ・ 佐世保市が「水道施設設計指針に沿ったから違法性はない」「従前と算出方法が異なるのは問題にならない」と強調するので逆算を試みたところ、その結果はびたりと一致したのである。
- ・ すなわち、2012 年度（H24 年度）予測は、「4 万 $\text{m}^3/\text{日}$ の水源開発ありき」の需要予測であった。

③ 2012 年度（H24 年度）予測は「本体等工事着工前の評価」？

- ・ 2012 年度（H24 年度）の 5 年後である 2017 年度（H29 年度）には定期再評価が行われるはずであった。しかしながら、2017 年度（H29 年度）再評価は「本体工事等の着工前評価」と佐世保市と厚労省が口裏を合わせて主張し、「次の再評価は著しい社会情勢等の変化がなければ、10 年後」「2012 年度から現在まで、著しい社会情勢等の変化はないので、今の時点での再評価は不要」と強弁し、「2017 年度（H29 年度）再評価は不要」と拒否している。
- ・ 2013 年 3 月 15 日付で佐世保市が厚労省水道課に提出された評価報告書には、「本体工事等の着工前評価」と記載されていなかったと、佐世保市と厚労省水道課は言明している。後日になって、佐世保市と厚労省水道課が話し合っ、「2012 年度評価は本体工事等の着工前評価」としている。そのうえで、「2012 年度評価は本体工事等の着工前評価」であるから、「10 年間、再評価の必要なし」と佐世保市と厚労省水道課が言って、行われるはずの 2017 年度再評価を「必要なし」としている。佐世保市と厚労省水道課が何時、どのようなことを話し合ったのかその経過を示すように私たちは厚労省水道課に求めたが、「調べたが、記録がないので分からない」という答えしか返らなかった。
- ・ 2017 年度再評価を行えば、水需要低下が進行しているうえに今後の人口減少が目に見えているから「石木ダム必要」との結論を必要とする結果を引き出すのはあり得ない、と誰もが認識している。佐世保市と厚労省水道課は、そのような結果が目に見えている再評価を逃れるために、2012 年度評価を 10 年間評価を必要としない、「本体等工事の着工前評価」とみなしたのである。



- ・ 上のグラフが示すように、水道使用実績が2012年度（H24年度）予測値にはるかに届いていないにもかかわらず、佐世保市と厚生労働省水道課は「需要予測は安全性を見込んでいるので、実績より高いのは当然。再評価を必要とする状況にはない」としている。
- ・ このグラフから、2017年度の一最大給水量の実績は約79,000 $\text{m}^3/\text{日}$ であるのに、2012年度予測では103,000 $\text{m}^3/\text{日}$ で24,000 $\text{m}^3/\text{日}$ も多い。これから人口減少が進むのに2024年度までに水需要が105,500 $\text{m}^3/\text{日}$ にまで上昇することなどありえない。それでも「再評価の必要はない」と佐世保市と厚労省水道課は再評価実施を拒否している。
- ・ こんなことがまかり通るのであれば、①「過大予測は野放し」になってしまい、過大投資で水道財政を破綻に追いやってしまう、②「余裕を見込んでの話であれば、石木ダムへの水源開発事業は緊急性がない、ことが明らかである。すなわち、土地収用法を適用してまで実施する必要性は全くない」ことを佐世保市自身が認めていることになる。

④ 慣行水利権のゼロ評価は佐世保市民への裏切り行為

- ・ 石木ダムへの水源開発は当初、新規需要を見込んだ時の水源不足6万 $\text{m}^3/\text{日}$ に対応することが目的であった。しかし、1999年度（H11年度）の再評価では、「目標年度（平成25年度）における水需要は、日最大取水量を139千 $\text{m}^3/\text{日}$ と予測しており、既存安定水源（日量77千 $\text{m}^3/\text{日}$ ）で不足する量（約6万 $\text{m}^3/\text{日}$ ）を石木ダムで開発する」とした。
- ・ 佐世保市は1999年度（H11年度）再評価において突如、①慣行水利権23,500 $\text{m}^3/\text{日}$ を「不安定水源」とみなし、②石木ダムへの水源開発を前提に据えた暫定水利権5000 $\text{m}^3/\text{日}$ と合わせて、③28,500 $\text{m}^3/\text{日}$ を不安定水源と決めつけ、④28,500 $\text{m}^3/\text{日}$ を佐世保市保有水源から切り離し、⑤佐世保市の保有水源は77,000 $\text{m}^3/\text{日}$ としたうえで、⑥目標年度2013年度（H25年度）の予測水需要量139,000 $\text{m}^3/\text{日}$ を賄うために、⑦6万 $\text{m}^3/\text{日}$ の水源開発が必要、とした。

- ・ 平常時はもちろん、10年に1回の渇水時に2万m³/日近く水道水源として依存している慣行水利権 23,500m³/日を、石木ダムに開発する水源と切り替える＝慣行水利権水源を切り捨てる ということである。
- ・ これらの慣行水利権水源すべてを10年に1回の渇水年に十分な取水ができなかったからと言って、切り捨てる必要など何もない。もし10年に1回の渇水年に水利権水量を取水できなかったのであれば、その不足分だけ水源開発すればよいのである。その視点からの考察を以下に示す。

1. 2007年度（H19年度）における不安定水源（四条橋取水場、三本木取水場、岡本貯水池）取水量の推移＝佐世保市水道局による運用

➤ 佐世保地区水道北部地区の水源貯水池、取水場、浄水場の位置関係

- ・ 旧佐世保市内を給水区域とする水道事業体は、その給水区域の北部地区に慣行水利権水源を3つ旧日本海軍から受け継いでいる。その三つは、相浦川上流から順に三本木取水場（水利権 4500m³/日）と四条橋取水場（水利権 18,000m³/日）と、湧水水源岡本貯水池（水利権 1,000m³/日）である。さらに、相浦川上流から順に、転石ダム、相当ダム、菰田ダム、と、佐世保川中流部の山の田ダム、合計5ダムを受け継いでいる。相浦川ダム群の最上流部に位置する川谷ダムは佐世保市が建設したダムであり、相浦川下流部の相浦取水場は佐世保市の設けたもので、4,500m³/日の許可水利権が付いている。佐世保地区水道腹部地区の水源貯水池、取水場、浄水場の位置関係を下図に示す。



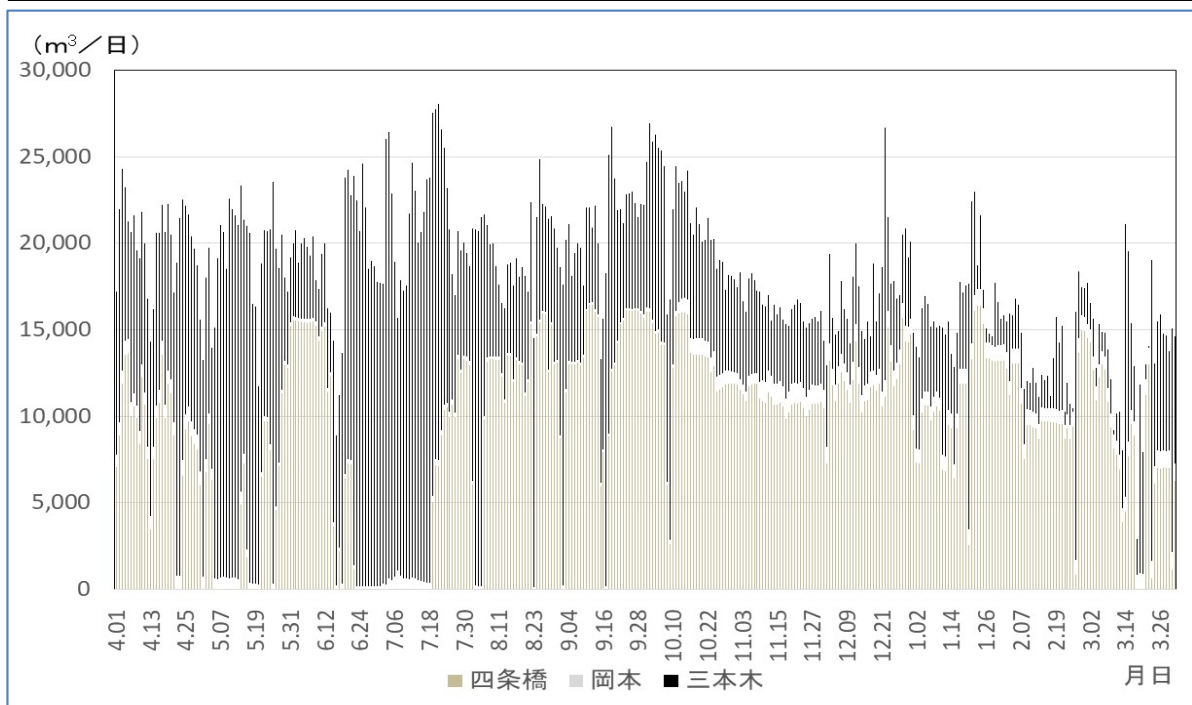
- ・ 上の図から、三本木取水場のすぐ上流には佐世保市により川谷ダムが築造され、四條橋取水場上流には相浦川の上流から順に、転石ダムと相当ダムが位置している。そして、相浦川河口部近くに佐世保市は相浦取水場（許可水利権 4,500m³/日）を設置している。岡本貯水池は相浦川に関係ない位置に存在している。
- ・ 以上の各水源ごとの位置関係を認識すると、本来であれば、相浦川に張り付いている慣行水利権水源の上流に建設された後発のダム群は、先行の慣行水利権取水に障害を来すようなことは本来許されない。ただ、どちらも保有者が佐世保市であるからこそ民事上の問題にはなっていないのである。「相浦川に張り付いている慣行水利権水源が不安定」である

とすれば、それは、佐世保市による、その上流に位置するするダムが運用が不適切であることの結果である。その不適切運用を認識することなく、「慣行水利権は不安定なので、佐世保市の安定水源は77,000m³/日しかない。安定水源の不足分4万m³/日を石木ダムに開発する。すなわち、石木ダム完成後は慣行水利権水源を使わない＝切り捨てる」などというのは、まったくの筋違いである。

➤ 2007年度の渇水での佐世保市水道北部の水源活用状況を検証する。

- ・ 2007年度渇水において、佐世保地区水道北部にける水源の活用状況を検証する。
- 先ずは、不安定水源としている慣行水利権水源3取水場の（四条橋取水場、三本木取水場、岡本貯水池）取水量の推移を下の累積棒グラフで示す。
- ・ 一日のそれぞれの取水量をそれぞれ上方向につなぎ合わせて、その一日分を毎日、右へ右へと並べたグラフである。

2007年度における不安定水源（四条橋取水場（18,000m³/日）、三本木取水場（4,500m³/日）、岡本貯水池（1,000m³/日））取水量の推移 佐世保市資料に基づき伊藤達也氏作成

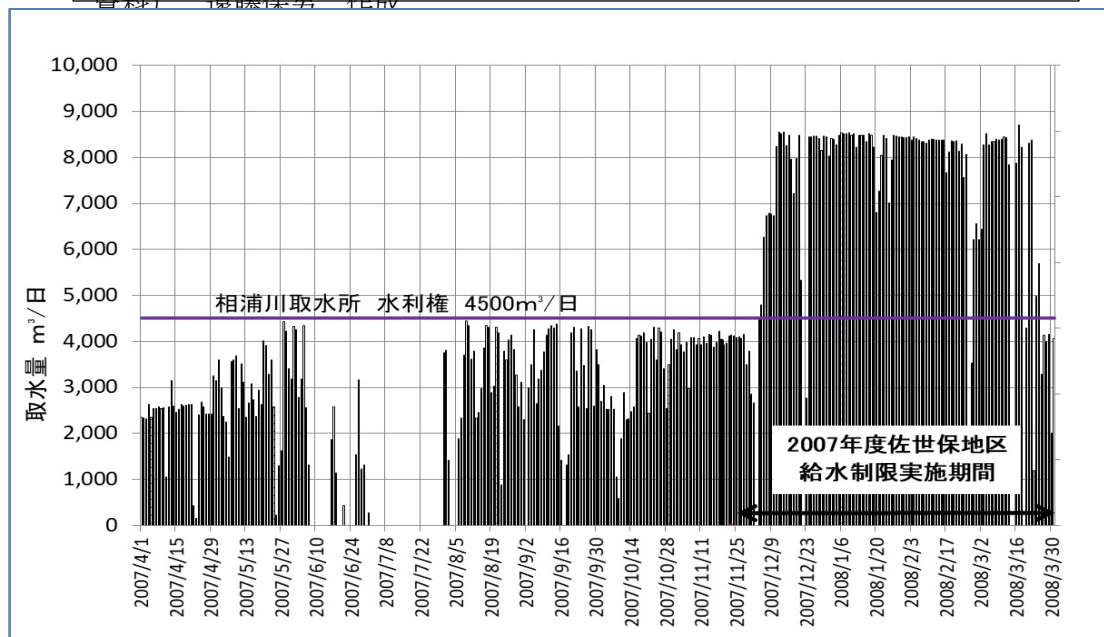


- ・ 5月7日頃から5月20日近辺と、6月20日ごろから7月20日ごろは四条橋からの取水なしで22,000m³/日～28,000m³/日程度取水されている。
- ・ それ以外は、3つの慣行水利権取水場から取水されている。
- ・ その取水量は11月末ごろまで減少が続き、15,000程度まで落ちている。その後は変動が多く、12,000m³/日程度の時もある。
- ・ このグラフだけを見ると、合計がそれらの合計水利権23,500m³/日を5,000m³/日近く終えるときもあれば、12,000m³/日程度の時もあり、安定性が非常に悪い。
- ・ 何故なのか？
- ・ それへの回答は、相浦川再下流の相浦川取水場の取水実績にあった。

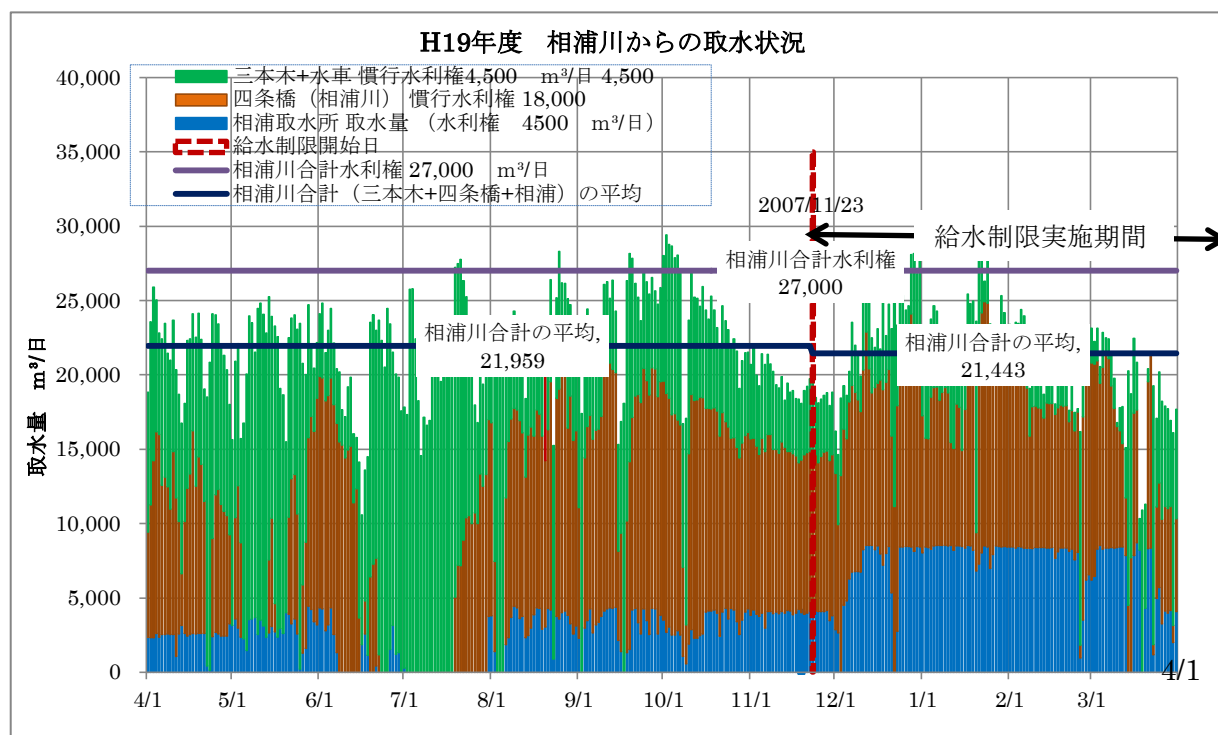
- 相浦川取水場の取水実績の変遷を下のグラフに示す。

相浦川相浦取水場（許可水利権 4,500m³/日）の取水状況（2007 年度）

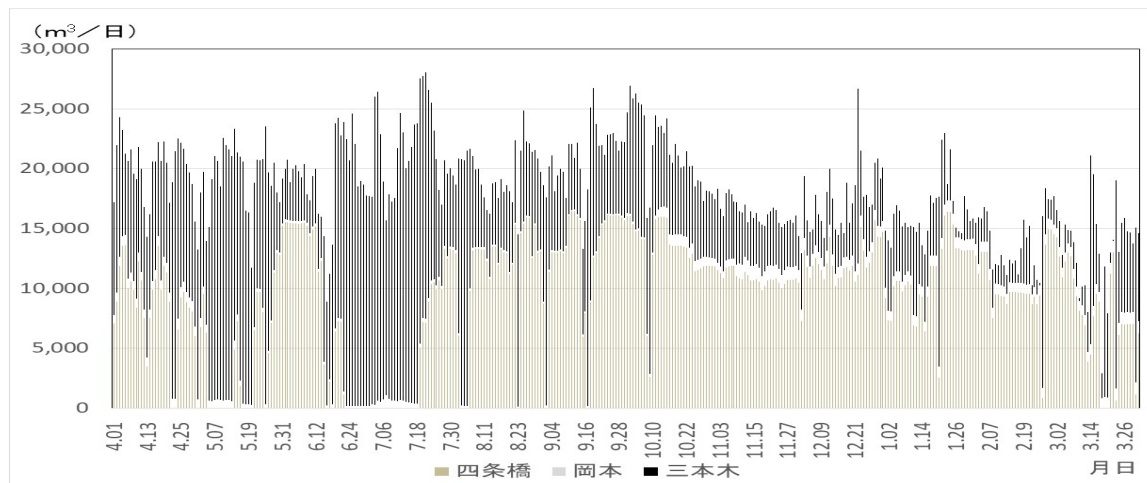
資料) 遠藤保男 作成



- 許可水利権水源である相浦取水場の取水量 0m³/日の日が2か月ほど続いたり、給水制限実施期間中は4,000m³/日程の超過取水が続いている。
- 本来は、許可水利権量を超えて取水することは違法なのだが、河川管理者が渇水時対応としてこのような運用を許可していたのである。
- 相浦川の表流水取水場3地点からの2007年度の取水状況を累積棒グラフにして見てみる。
下のグラフ「H19年度 相浦川からの取水状況」からは、以下の情報が得られる。
- 7月頃は三本木取水場からのみ取水し、その水量は水利権4,500m³/日を超えて20,000m³/日程度を取水していた。（下のグラフ中の | ）

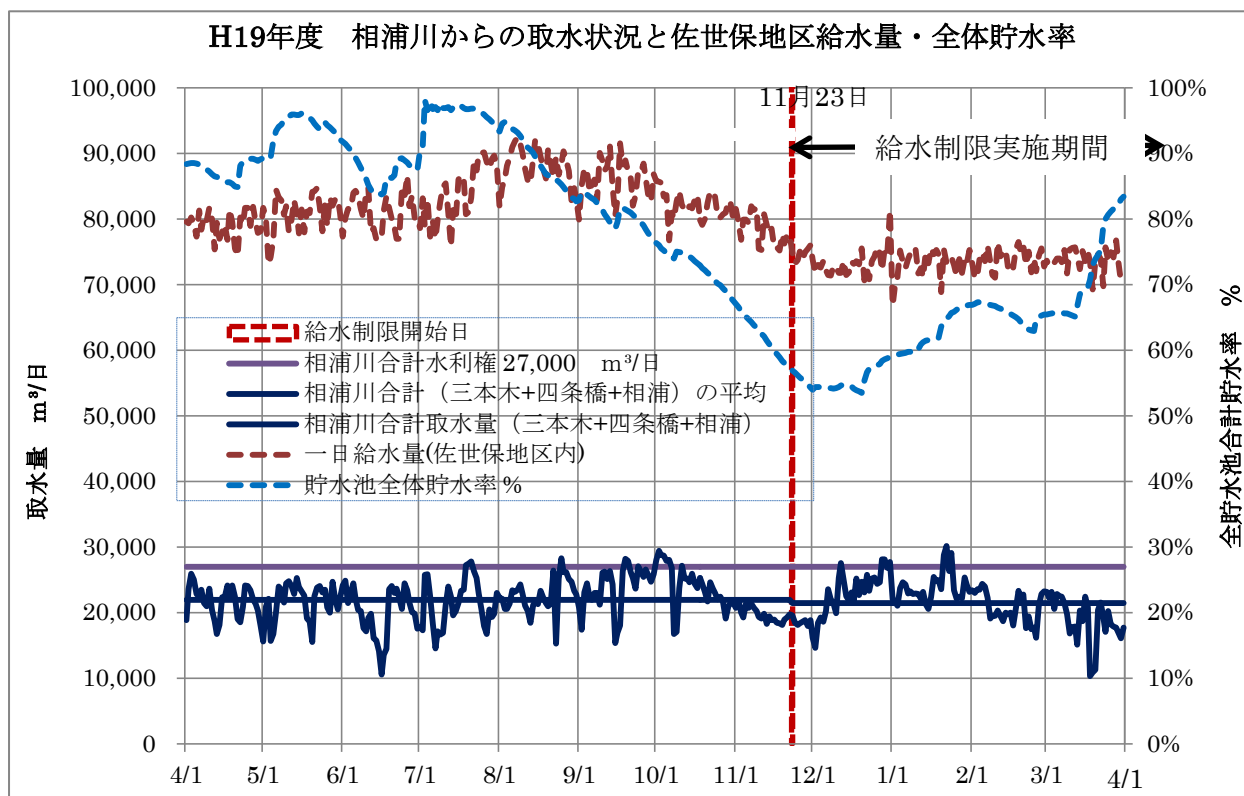


- ・ このことが、「四条橋取水場では全く取水できなかった」として事業認定庁が長崎地方裁判所に提出した書証乙 22 号に掲載している下図（不安定水源の平成 19 年渇水時の取水状況）中の「四条橋」の正解なのである。四条橋地点の流量がなくて取水できなかったのではなく、上流の三本木取水場で 20,000m³/日程度をまとめて取水していたのである。
- ・ 相浦川の 3 取水場は、合計取水量 27,000m³/日の範囲で水道局の都合にあわせた運用がなされていたことが分かる。但し、河川管理者は減圧給水中の上記運用を認めていた。



- ・ 同図には三本木取水場においても取水状況が悪かったとの印象づける図（上の図左）も記載されているが、グラフ「H19 年度 相浦川からの取水状況」は、取水制限期間中は特に 3 取水場一体となった運用をしていたことを示している。
- ・ 減圧給水に入る前（H19 年 11 月 22 日以前）の相浦川からの毎日の取水量平均値は 21,959 m³/日で、減圧給水に入ってから（H19 年 11 月 23 日以降）の取水量平均値は 21,443m³/日であり、ほとんど同じである（グラフ中の ）。
- ・ 相浦川からの合計取水量年度間最大値は 31,415m³/日で、相浦川合計水利権 27,000m³/日の最大行使率は 116%であった。
- ・ 相浦川からの合計取水量年度間平均値は 21,169m³/日で、相浦川合計水利権 27,000m³/日の平均行使率は 78%であった。
- ・ 相浦川の 3 取水場合計取水量には変動がある。
 - ☐ 10 月から 12 月にかけては 3 取水場合計取水量は減少している。
 - ☐ 12 月から 1 月にかけては、3 取水場合計取水量が上昇している。
 - ☐ そして 3 月に入ると 3 取水場合計取水量は減少している。
- ・ その変動要因を検討することで、3 取水場合計取水量の下限値を推測する。
- 相浦川の 3 取水場合計取水量の変動要因を探るグラフ
 - ・ 一日給水量の変動が「相浦川の 3 取水場合計取水量」の変動をもたらすことは十分考えられる。
 - ・ 貯水池からの取水は自然流下なので電気代がかからない。貯水池の貯水率が低くければ、貯水池からの取水を抑えるので「相浦川の 3 取水場合計取水量」は多くなり、貯水池の貯水率が高ければ、電気代が節約できる貯水池からの取水が多くなると考えられる。

- ・ 「相浦川の3取水場合計取水量」、「佐世保地区水道の給水量」、「全貯水池の総合貯水率」、以上3つの要素について2007年度（H19年度）の年間推移を調べた。その結果をグラフに示す。



- ・ 10月から12月にかけては3取水場合計取水量（青線）が減少しているのは、一日給水量（茶破線）の減少に伴うものと思われる。
- ・ 12月から1月にかけては、3取水場合計取水量（青線）が上昇しているのは、一日給水量（茶破線）はほぼ一定し、貯水池全体貯水率（空破線）が増加していることから、3取水場合計取水量（青線）を増やして、貯水池温存＝貯水率復活を図ったと思われる。
- ・ そして3月に入ると3取水場合計取水量が減少しているのは、一日給水量（茶破線）はほぼ一定し、貯水池全体貯水率（空破線）が更に増加していることから、取水にポンプを必要とする3取水場からの取水を少なくして経済性を優先したものと、と思われる。

2. 小括

● 水道法で求められる水源とは 認可水源

- ・ 佐世保市水道は、明治時代からの海軍資産として受け継いで相浦川に設定している慣行水利権を根拠にして取水している、三本木取水場（ $4,500 \text{ m}^3/\text{日}$ ）と、四条橋取水場（ $18,000 \text{ m}^3/\text{日}$ ）、および、同じく慣行水利権 $1,000 \text{ m}^3/\text{日}$ の湧水を水源としている岡本貯水池を、「10年に1回の渇水年度に十分には取水できない不安定水源であるから、水道法で言う認可水源の資格がない。佐世保市水道は10年に1回の渇水時でも取水を継続できる許可水利権に切り替え、すべての水源を認可水源で賄えるように安定化を図る。そのために、石木ダムに $4 \text{ 万 m}^3/\text{日}$ の水源開発をする、」としている。
- ・ 「10年に1回の渇水年に水利権と同量の水量を取水できなかった水源は、そのすべてを10年に1回の渇水年でも水利権水量分を賄うことができる許可水利権を持つ水源に切り

替えよ」など水道法のどこにも記載されていない。単なる佐世保市の願望にすぎないのである。

- ・ 水道法は必要給水量をまかなうことを水道事業者に義務付けているが、渇水時にはそれ相応の対応を課しているだけである。水道界には、10年に1回の渇水対応を目指している水道事業者が多いという事実はある。
- ・ 水道法で言う認可水源は、水質上の問題がないことと、安定取水が要件となるが、**許可水利権でなければならない・慣行水利権ではいけない・地下水でなければならない、というシバリはない。**
- ・ 厚生労働省健康局水道課 「水道事業等の認可の手引き」（平成23年10月版）16ページの「2-4-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」によると、

=====

既設の水源を含む全ての水源について、取水の確実性が証せられていること。

（１）既設水源

水源ごとの過去5年程度の年度ごとの1日平均取水量と1日最大取水量の実績値が記載されていること。

河川法等に基づく水利使用許可や関係団体との協定等が必要なものにあつては、最新の許可書や協定書等の写しが添付されていること。

=====

と記載されている。

- ・ すなわち、佐世保市水道の場合は、3つの慣行水利権取水場の水源を認可水源として申請する書類に書き込むべき要件と添付すべき最新の許可証は備えているのであるから、いつでも申請できるし、受理もされるのである。

● 佐世保市水道に適用すると

- ・ 岡本貯水池については、現在の10年に1回の洪水基準年としている2007年度（H19年度）の取水状況から判断した水量を届け出る。
- ・ 相浦川関係では、三本木取水場と四条橋取水場については、相浦取水場からの取水と合わせた形で運用（取水）しているのが現実であるから、その運用方法を基本に据えて取水地点と水量を届け出る。
- ・ 取水地点については実際の運用に基づいて、3取水場水利権合計の範囲で、3地点から取水できるようにするなど、河川管理者との協議を経て決めるのがよい。
- ・ 10年に一度の渇水対応を問題とするのであれば、グラフ「H19年度 相浦川からの取水状況」から得られる下記情報を基に考えるのがよい。

3 取水場合計の

① 最大取水量	30,165m ³ /日	
② 最小取水量	10,324m ³ /日	
③ 給水制限期間外最小取水量	10,571m ³ /日	6/16
④ 給水制限期間内最初取水量	10,324m ³ /日	3/18
⑤ 平均取水量	21,776m ³ /日	
⑥ 給水制限期間外平均取水量	21,959m ³ /日	

⑦ 給水制限期間内平均取水量 21,443m³/日

- ・ グラフ「H19 年度 相浦川からの取水状況と佐世保地区給水量・全体貯水率」から得られる情報で読み取れる一日給水量と貯水池貯水率を考慮すると、
- ✧ 10 年に 1 回の渇水基準年であった 2007 年度（H19 年度）渇水における 3 取水場合計の水
源としての能力は、給水制限期間中の取水量平均値 21,443m³/日、丸めて、21,400m³/
日以上とみなされる。この値は 3 取水場の水利権合計値 27,000m³/日より 5,600m³/日
程度少ない。
- ✧ 3 取水場合計の取水能力は 21,400m³/日であるから、慣行水利権三本木取水場と四条橋
取水場の 10 年に 1 回の渇水時における合計取水能力は、21,400m³/日から相浦川取水場
の許可水利権 4,500m³/日を差し引いた 16,900m³/日、丸めて 17,000m³/日程度である。
- ・ 以上より、10 年に 1 回の渇水において、慣行水利権に基づく三本木取水場と四条橋取水場
の合計取水量は 17,000m³/日程度であった。
- ・ この 10 年に 1 回の渇水においても水道水源として 17,000m³/日の能力を有している相浦
川の慣行水利権水源をゼロ評価して切り捨てることには合理性がない。それは佐世保市民
の貴重な 17,000m³/日もの水源切り捨てであり、市民財産の廃棄である。
- ・ 10 年に 1 回の渇水基準年としている 2007 年度渇水において、実際に不足した水源水量を
明らかにし、その不足した水量の手当てを考えるのが普通である。
- ・ それもせずに、10 年に 1 回の渇水においても水道水源として 17,000m³/日の能力を有し
ている相浦川の慣行水利権水源をゼロ評価して切り捨てて、新たに石木ダムに水源開発を
して関連費用を含めて 600 億円も投下するなどという暴挙は、佐世保市による佐世保市民
への裏切り行為でしかない。
- ・ 審査庁には、佐世保市に対して、2007 年度渇水で実際に不足した水源水量について問い合
わせるよう求める。
- ・ 併せて、佐世保市が相浦川の二つの慣行水利権取水場と岡本貯水池慣行水利権取水場の水
道水源供給能力を算定していない理由についても、審査庁に提出するよう求められたい。
- 何故に切り捨てる口実を探しているのか？
- ・ 佐世保市は突如 1999 年度（H11 年度）の厚労省事業評価システムによる最初の評価で、慣行
水利権を不安定水源とした。
- ・ 長崎県は相浦川水系河川整備基本方針策定において、農業用水についている慣行水利権は
水利権として表示しながら、水道用の慣行水利権は水利権として記載していない。
- ・ その取水量等は毎年河川管理者に報告しているにもかかわらず、事業認定申請書では慣行
水利権の一般論を縷々と述べ、慣行水利権切り捨ての必要性を述べている。
- ・ しかも、三本木取水場や四条橋取水場の取水量ゼロの日が長く続いているグラフを証拠と
して、不安定な水源であることを印象付けに利用している。しかしその実態は佐世保市水
道局の運用上の都合によるもので、別の取水場からその分も取水していた事実を一切明か
していない。
- ・ 水道事業体がこれまで利用してきた慣行水利権をその水利権水量を査定して許可水利権
に切替えることがあっても、丸ごと切り捨てるなど貴重な財産を放棄することはありえな
い。

- ・ 慣行水利権を許可水利権に切替えることは国土交通省の基本的方針であるが、それは、当該慣行水利権の切り捨てではなく、水利権水量を査定したうえでの切り替えである。
- ・ 繰り返しになるが、三本木取水場と四条橋取水場の慣行水利権をゼロ評価して切り捨てる必要性は全くない。

⑤ およそ 45 年前からの石木ダムへの水源開発を見直さない佐世保市は、13 世帯に犠牲を強いるだけでなく、佐世保市民に無駄な負担を強いる。

- 石木ダムへの水源開発事業と、開発した水源を活用する施設準備に要する向こう 50 年間の経費は 600 億円を超える。

1. 石木ダム建設により、必要となる費用

- 1) 佐世保市が明らかにしている、石木ダム建設事業および、開発した 4 万 m³/日の水源活用のための諸施設築造・敷設事業に、必要となる費用と財源をまとめて整理した表を下に示す。

佐世保市水道局の資料 別紙 1 石木ダム建設関連事業費用対効果分析結果(平成 25 2 月 佐世保市水道局)掲載数値より		
佐世保市 石木ダム関連事業費 (単位:千円)		
工種	全体事業費	
ダム負担金	9,975,000	ダム建設事業費(佐世保市負担分) 12,052,200
水源地整備費等	2,077,200	
取水設備	352,300	石木ダム関連水道事業費 23,297,800
導水施設	5,352,000	
浄水施設	9,144,000	
配水施設	4,821,600	
用地補償費	613,000	
調査設計費	442,000	
事務費	2,572,900	
合計	35,350,000	35,350,000
財源内訳		
国庫補助金		5,498,251
地方債	16,407,763	
一般会計出資金	5,335,836	
自己資金	8,108,150	
合計	35,350,000	

※網掛け部については国庫補助対象

なお、上記イニシャルコスト 353.5 億円の内、助成金を除いた市負担額の平成 25 年度以降の負担額は 202 億円である。

2) 石木ダム建設事業費関係

● ダム建設事業費(佐世保市負担分)

◇ 上の表より、

▶ ダム負担金 9,975,000 千円

▶ 水源地整備費等 2,077,200 千円

・ 合計 12,052,200 千円

◇ 企業債利息

▶ ダム負担金について、起債で賄う分があるから、当然利息も発生する。

3) 新施設関連費用

● 浄水場等水道施設の新設と、その給水区域の再編事業に要する金額

・ 石木ダム事業によって開発された 4 万 m³/日を活用するための新たな水道施設新設・敷設などが不可欠となる。

・ 併せて、本件訴訟で明らかなように、佐世保市は、「本件慣行水利権は使えないし、使わない」と述べている。従って、浄水場とその給水区域の再編事業に要する金額も、従前の総括原価に加わることになる。

・ 具体的に、いつ、どこに、どのような施設をどの規模で敷設するかについて、佐世保市はあえてこれまで明らかにしていない(したがってその個別具体費用は不明)。しかしこれらの施設が必要であることは明らかであり、その概算は上の表に示されており、その合計額は、**23,297,800** 千円とされている。

・ 企業債利息

上記費用の一部を起債で賄うのであれば、当然その返済において、利息支払いが課せられる。

・ 上記の維持・管理費（新施設施設運転経費など）

◇ 新施設の維持・管理費も「営業費用」として増加することは明らかである。この費用には、「人件費」も含まれており、おそらく、相当数の増員がされるはずである。ただし、一部は、佐世保市職員として、佐世保市の一般会計から支出され、水道料金に転嫁されない可能性もあるが、それでもそれなりの人件費が増加し、水道料金に転嫁されるはずである。

◇ その一方で、① 従前施設の統廃合が実施済み、もしくは実施予定であること、② 給水量が今後も減少の一方であることなどは、給水原価を減額させる要因となる。

◇ よって、維持管理費はプラス・マイナス両因があることから、現時点では、「石木ダム建設事業でこの項目の費用は不明」としておく。

・ 以上の合計金額は、国庫補助金予定額を除いても 300 億円を超えるが、独立採算性の原則から、その全部が水道料金に転嫁されるはずであり、したがって、石木ダム建設事業により、水道料金に転嫁される金額は、少なくとも 300 億円を超えると思われる。

◇ また、起債分の利息を加味すれば、更にその額が水道料金に反映される。すなわち、佐世保市は、164 億円を起債で賄うとしている。佐世保市は、利率 1.4%/年、30 年で返済するとし、利息総額を 40 億円としている。

- ☆ 従って、石木ダムへの水源開発事業とそれに関連した諸事業の初期投資分（いわゆるイニシャルコスト）だけで 340 億円（前記 1 項、2 項の合計）を超える額の出費が確実視されている。その原価償却期間を平均的に見て 50 年とすれば、年間 6.8 億円を超える新規負担に相当する。
- ・ さらに、石木ダムを含めた**新規施設は稼働に伴い、施設更新が必要**になるが、この点について佐世保市は、**50 年間で約 290 億円**必要になると試算している。この金額を年間に直すと、5.8 億円に相当する。
- ・ 以上から、イニシャルコスト佐世保市負担額 340 億円と、新規施設は稼働に伴う、施設更新 50 年間分の 290 億円、合計 630 億円が佐世保市民の負担額になる。
（なお、イニシャルコスト市負担額のうち、平成 25 年度以降の負担額は 202 億円である。この金額を年間に直すと、約 4 億円に相当する）
- ・ 以上を年間負担額に換算すると、イニシャルコスト残金年間負担額 4 億円と、施設更新年間負担額 5.8 億円との**合計金 9.8 億円**が今後 50 年間毎年の新規負担額になる。
- ・ **水道料金改定では、5 年間を見込む**ことになっているから、**5 年間の新規負担額は 49 億円**になる。すなわち、5 年間で 49 億円の新規必要額を満たす水道料金を設定しなければならなくなる。
- ・ 使う当てのない水源開発の後始末のために、水道料金が相当額値上げされることは必至である。佐世保市の愚政が 13 世帯の皆さんの生活破壊と共に、佐世保市民皆さんにもたらす深刻な不幸になる。
- ・ この目に見えている不幸の回避は、佐世保市が全く無駄な「石木ダムへの水源開発」を中止することで可能である。

2. 広報誌(『水道だより』No.9)への反論

- ・ 水道料金の値上げについては、佐世保市は、2010 年 4 月 1 日に水道料金を値上げする(2014 年度まで)際に、広報誌(『水道だより』No.9)において、「平成 29 年度に供用開始が予定されている石木ダムの建設費用は、企業債で賄われるが、その企業債はすでに起債済みで返済も始めており、現行料金(2010 年 3 月 31 日までの料金-引用者注)に含まれており、したがって石木ダム建設費用は、今回の料金改定の要因ではない」旨説明している(「石木ダム建設の記載による負担額は、平均家庭の一月の水道料金 2,781 円の 2.2 パーセント程度の 62 円程度でしかない」ということも宣伝されている)。
- ・ この説明が、仮に事実であるとしても、その場合でも、「現行料金に織り込み済みの石木ダム建設費用」は、「平成 29 年度に供用開始するはずの石木ダム建設費用」にすぎない。しかし周知のとおり、平成 31 年 3 月末時点で、供用開始どころか、本体工事にさえ取り掛かれていない。したがって、この工期延長に伴う費用の増加は、当然、今後の料金改定に転嫁されるはずである。
- ・ また、この広報誌の説明では、石木ダム建設費用(前記第 4 1 項(1)のしかも一部)しか考慮されておらず、それ以外のもののコストは考慮されていない。この点からも、今後の料金改定に転嫁されることは明らかである。

3. 小括

- ・ 石木ダムに水源開発をして、その水を水道水として給水区域に給水するまでのイニシャルコスト 353.5 億円の内、補助金を除いた佐世保市の 2013 年度（H25 年度）以降の負担額は 202 億円になる。これを現世帯数（約 118,000 世帯）で割ると、約 17 万円となる。
- ・ それらの石木ダムを含めた施設が運用を開始すると、施設の更新に 50 年間で 290 億円の経費が見込まれている。これを現世帯数で割ると、約 25 万円となる。
- ・ 2013 年度以降のイニシャルコスト佐世保市負担残金と共用開始後 50 年間分の施設更新費合計は 492 億円になり、1 世帯当たりでは 41 万円の負担になる。
- ・ 近年の一日平均給水量は 7 万 m³/日前後しかなく、佐世保市の言う安定水利権水源合計 77,000m³/日で充分賄えている。今後も給水人口の減少が見込まれていることから、給水量の減少は目に見えている。
- ・ 2013 年度以降のイニシャルコスト佐世保市負担残金と共用開始後 50 年間分の施設更新費合計は 492 億円、1 世帯当たり 41 万円もの負担を強いて石木ダムに水源開発をしても、その水は使い道がなく、まったく無駄かつ巨額の負担を佐世保市民に強いるだけになる。
- ・ 審査庁である国土交通大臣はこの指摘をしっかりと読み取って、石木ダムへの水源開発事業を中止するべく措置をとるべきである。

4) 川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なのか？→全くの無駄！

- ・ 長崎県は川棚川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）で治水対策の計画規模を 1/100（100 年に 1 回の大洪水に対応）とし、川棚川水系河川整備計画（平成 20 年 10 月策定）で治水対策の計画規模を石木川合流点より下流の川棚川および石木川を 1/100、石木川合流点より上流の川棚川を 1/30 としている。石木川合流点より下流の川棚川および石木川の計画規模を 1/100（基本高水流量 1,400m³/秒）に設定したことによって石木ダムが治水面で必要とされている。
- ・ 一方、長崎県は「川棚川の石木川合流点より下流は河道整備が進み、過去最大とされる 1948 年（昭和 23 年）の洪水が再来しても安全に流下する。計画高水流量 1130m³/秒にほぼ対応できている」ことを明らかにしている。
- ・ 現在の石木ダムの治水上の主目的は、「川棚川の石木川合流点より下流を 1/100 対応にするため、基本高水流量 1,400m³/秒を、川棚川上流の野々川ダムによる 80m³/秒の流量調節効果と合わせて、計画高水流量 1130m³/秒に調節する」ことにある。
- ・ すなわち、100 年に 1 回の 1,400m³/秒洪水に対して、川棚川の 1,400－80＝1,320m³/秒をカットして 1,320m³/秒にすることが石木ダムの治水目的である。
- ・ 果たして上記のシナリオは実際に起こり得るのか、ウソはないのかが問題になる。
- ・ 問題をあげる。①石木川合流点より下流の川棚川の治水安全度を 1/100 とするのは合理的なのか？②治水安全度を 1/100 とした場合の流量は 1,400m³/秒なのか？1,320m³/秒以下であれば、調節は不要（＝石木ダムは不要）なのに。③もうすでに石木ダムなしで 1,320m³/秒流下するのに、190m³/秒を石木ダムでカットして 1,320m³/秒流せるようにすることにどれほどのメリットがあるのか？④事業認定取消しを求める審査請求で公害等調整委員会が指摘していたことは解決しているのか？⑤45 年も前に決めた石木ダム事業を長崎県が見直さないといけないのでは？などをここでは取り上げる。

① 治水対策目標安全度 1/100 の問題

- ・ 長崎県は 2005 年度の川棚川水系河川整備基本方針策定においては、策定時に測定した河道状況を対象とせず、石木ダム建設を盛込んだ初めての全体計画策定当時、1975 年（昭和 50 年）の川棚川河道を原始河道と称して対象として想定氾濫面積を算出し、長崎県が 1999 年（H11 年）に策定した「計画規模設定の基本的な考え方」を適用して、治水目標安全度を 1/100 と設定した。
- ・ 長崎県は、基本方針策定時に測定した河道状況を対象にした想定氾濫面積を算定して、「計画規模設定の基本的な考え方」に沿って治水目標安全度を検証している。その結果は、1/100 ではなく 1/50 であった。
- ・ 上記 2 点を示した資料を次ページに紹介する。これらの資料から以下のことが分かる。
 - ◇ 原始河道の想定氾濫面積は現況河道の 3 倍前後もある。
 - ◇ 原始河道の数値を長崎県の計画規模決定の評価指標に当てはめると、5 項目のうち、4 項目が計画規模 1/100 の指標に該当して、計画規模は 1/100 が妥当となる。
 - ◇ 現況河道の数値を当てはめると、3 項目が計画規模 1/50 の指標に該当して、計画規模は 1/50 が妥当となる。

長崎県の二級河川流域重要度評価指数（川棚川：原始河道）

	1/30	1/50	1/100	川棚川 (原始河道)
氾濫面積 (ha)	30 未満	30～70	70 以上	472
宅地面積 (ha)	10 未満	10～40	40 以上	59
人口 (千人)	0.5 未満	0.5～3	3 以上	2.7
資産額 (億円)	50 未満	50～100	100 以上	927
工業出荷額 (億円)	3 未満	3～30	30 以上	70

長崎県の二級河川流域重要度評価指数（川棚川：現況河道）

	1/30	1/50	1/100	川棚川 (現況河道)
氾濫面積 (ha)	30 未満	30～70	70 以上	182
宅地面積 (ha)	10 未満	10～40	40 以上	18
人口 (千人)	0.5 未満	0.5～3	3 以上	0.9
資産額 (億円)	50 未満	50～100	100 以上	281
工業出荷額 (億円)	3 未満	3～30	30 以上	21

長崎県は、「計画規模設定の基本的な考え方」において、「上記5つの評価項目の内、3項目以上が合致している治水安全度を採用する」としている。原始河道の場合は、4項目が1/100に該当しているので、治水目標安全度は1/100になる。現況河道の場合は、3項目が1/50に該当しているので、治水目標安全度は1/50になる。

- ・ 川棚川の河川整備基本方針と川棚川の河川整備計画は、石木ダム建設事業を従前どおり引き継ぐことが目的とされ、従前計画についての見直しは一切されなかった。
- ・ 川棚川の治水対策は「計画当初からダムと河道整備の組み合わせによる」として進めてきたから、「計画の実行段階で変更することはできない」、「そんなことをするとダムをつくることができなくなる」、「治水対策にダムと河道整備を組み合わせた場合は、最初にダムづくりをしなければならなくなる」という長崎県は石木ダム取消訴訟の中で主張してきた。これは実におかしな話である。
- ・ 河川整備基本方針の策定で長崎県自身、「現況河道」を対象にして「計画規模設定の基本的な考え方」に沿って治水目標安全度を検証しているにもかかわらず、「ダムと河道整備による治水」を変えることはできない、としていることに理解を与えることは到底できな

い。少なくとも、その治水目標安全度を設定する際に、その安全度に応じた河道横断面図等は作成するのであるから、治水目標安全度ごとにそれに応じた河道に想定流量を流した場合の想定氾濫面積を求めることで、1/50 が妥当であることは知りえたはずである。

- ・ 1975 年度（昭和 50 年度）の全体計画策定当時に上記作業を行っていたら、治水目標安全度は 1/100 ではなく、1/50 になっていたはずである。
- ・ 1975 年度（昭和 50 年度）の全体計画策定時、および工事実施基本計画策定時に、1/50、1/100 の河道整備が完了したことを想定しての氾濫面積を算出していなかったこと、更に、2005 年の川棚川河川整備基本方針作成時には当時の現況河道を対象とした想定氾濫面積を算出しながら基本方針には 1/50 を反映させなかったことは、「石木ダムありき」の証左でしかない。
- ・ その結果が、③で述べる“「川棚川下流域の治水に石木ダム」の費用対効果は 0.18 “、すなわち、「川棚川下流域の治水に石木ダム」は無駄な事業という現実である。
- ・ 幸い現時点では石木ダムの本体工事に至っていない。上記の愚を認めて石木ダム事業を中止するよう、長崎県を指導することを審査庁に求める。

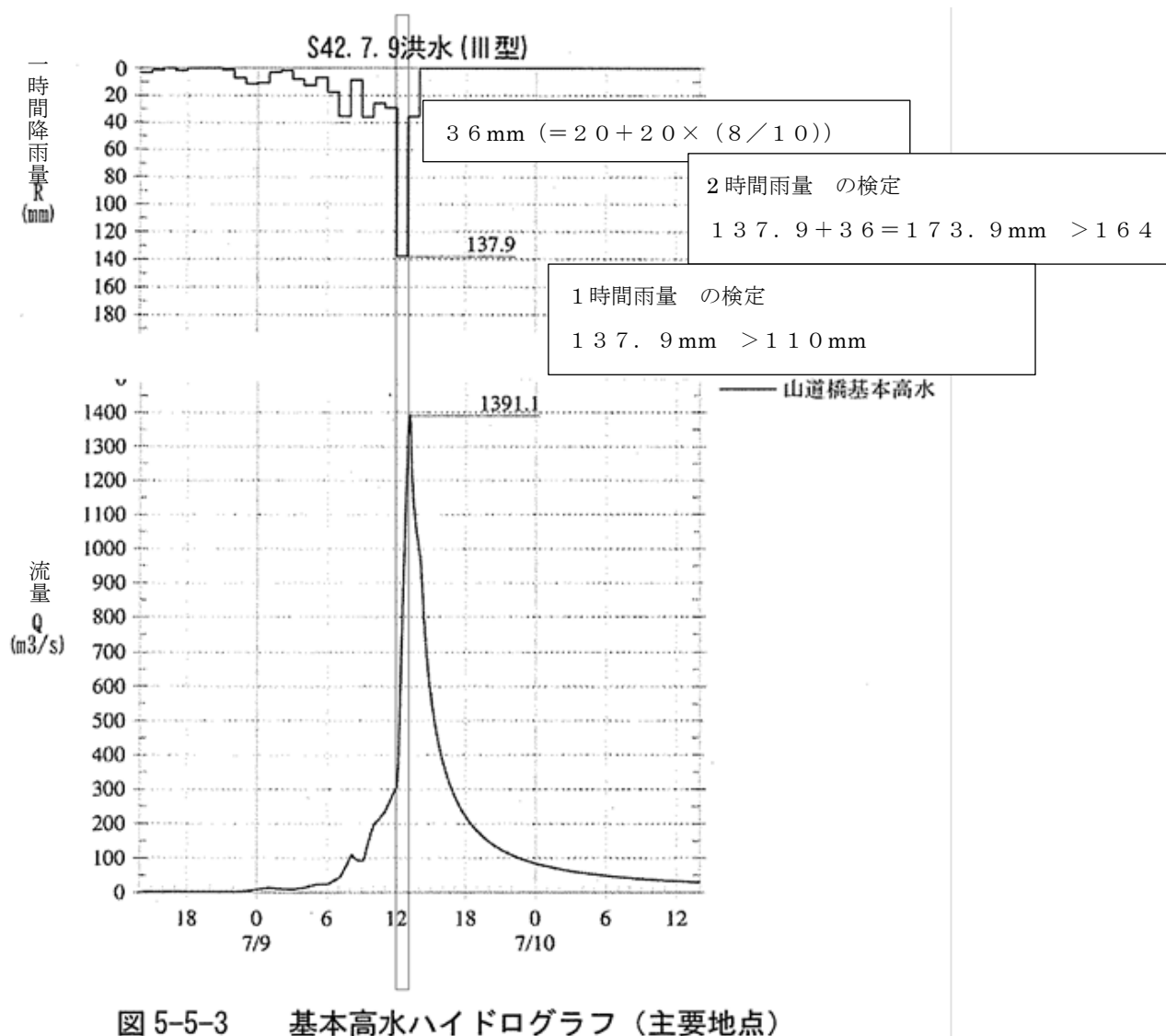
② 基本高水流量 1,400m³/秒の問題

- ・ 川棚川の基本高水流量を流量データから求めるのではなく、1/100 生起確率雨量を求め、いくつかの実際の雨量パターン（＝ハイエットグラフ）を 1/100 生起確率雨量（＝計画雨量）に引き延ばしてからそれぞれの流出計算を行って、1/100 流量パターン（＝ハイドログラフ）を求め、その中で最大値を示したピーク流量を 1/100 基本高水流量としている。一般にこの手法は雨量確率法と呼ばれている。
- ・ 長崎県は川棚川の基本高水流量を求める際に、継続降雨時間 24 時間、洪水到達時間 3 時間の降雨が川棚川流域における平均降雨パターンとした。
- ・ そのうえで、生起確率 1/100 の、24 時間雨量と 3 時間雨量を確率密度関数法を使って算出し、24 時間雨量は 400mm、3 時間雨量は 203mm を計画雨量と設定した。
- ・ いくつかの実績降雨パターンについて、24 時間雨量は 400mm、3 時間雨量は 203mm になるようにパターンごとの降雨量を引き延ばしてそれぞれの降雨パターン（ハイエットグラフ）を作成した。
- ・ それらの引延し後の降雨パターンについて貯留関数法で流出計算を行い、流出パターン（ハイドログラフ）を作成し、それらの中で最大ピークを持つパターンのピークを基本高水流量として採用した。（ただし、国土交通省河川砂防技術基準 同解説（山海堂 2005 年）では、洪水のピーク流量に支配的な継続時間内の降雨強度の超過確率が計画規模の超過確率に対して著しく差異があるような場合について棄却検定されていることが前提となっている。）
- ・ その結果が、1967 年（昭和 42 年）7 月洪水時の降雨パターンを引き延ばして流出計算を行って得た 1,400m³/秒である。
- ・ 1967 年（昭和 42 年）7 月洪水時の降雨パターンを引き延ばして得た降雨パターン（ハイエットグラフ）と、その降雨パターンに基づいて行った貯留関数法による流出パターン（ハイドログラフ）が公表されているので、51 ページに引用掲載する。

- ・ 以下、51 ページからの「3 時間継続降雨引き伸ばし の考察」から得られる情報とそれによる判断を記す。
 - ✧ 引延し後の 3 時間継続雨量 203mm を 1/100 計画雨量として採用していることは、川棚川計画雨量一覧表を満たしているので問題ない。
 - ✧ 引延し後の 1 時間雨量 137.9mm と 2 時間雨量 173.9mm は、川棚川計画雨量一覧表に記載されているそれぞれの 1/100 年計画雨量（110mm、164mm）を超えている。
 - ✧ とりわけ、引延し後の 1 時間雨量 137.9mm は、別途、年間最大雨量実績値を用いて確率密度法でその生起確率を確認すると、 $1/500$ から $1/1000$ 、という結果になった。
 - ✧ よって、1/100 よりはるかに低い生起確率の降雨パターンを採用していることになり、国土交通省河川砂防技術基準 同解説（山海堂 2005 年）32 ページに記載されている、「2. 短時間に降雨が比較的集中しているパターンを引き伸ばした結果、洪水のピーク流量に支配的な継続時間内での降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に対して著しく差異があるような場合には、対象降雨として採用することが不適当であると考えられるため、当該降雨パターンの引き伸ばし降雨を対象降雨から棄却すること」に抵触している。
 - ✧ 1967 年洪水型の採用を取りやめると、次に大きなピーク流量パターンとして、「川棚川工事実施基本計画 治水計画の検討 1997 年」に掲載されている表 5-5-1 川棚川主要地点基本高水流量算定結果流量一覧表から、昭和 23 年 9 月洪水型のピーク流量 $1,128\text{m}^3/\text{秒}$ を採用することになる。
 - ✧ 昭和 23 年 9 月洪水型のピーク流量 $1,128\text{m}^3/\text{秒}$ は、計画高水流量 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ 以内の流量であるから、石木ダムによるピークカットは不要である。その上、野々川ダムにより $80\text{m}^3/\text{秒}$ 低減され $1,048\text{m}^3/\text{秒}$ となるから、石木ダムによるピークカットはますます不要である。
 - ✧ さらに、1967 年（昭和 42 年）型降雨・洪水パターン（ハイエットグラフとハイドログラフ）を見ると、降雨ピークの 1 時間後に流量ピークが出現している。このことから、1967 年（昭和 42 年）型降雨パターンの洪水到達時間は 3 時間ではなく 1 時間であるから、1 時間雨量 137.9mm の妥当性を検証しなければならない。1 時間雨量の 1/100 計画雨量は 110 mm である。時間雨量 137.9mm の生起確率はこのページの 1～2 行目に記したように 500 年に 1 回から 1000 年に 1 回である。よって、1967 年（昭和 42 年）型降雨洪水パターンを採用することはできない。
 - ✧ このように不合理な事態に陥った基本的な原因は、川棚川の洪水は降雨継続時間 24 時間、到達時間 3 時間で代表されとしていたことで、実際は到達時間 1 時間であった 1967 年（昭和 42 年）型降雨パターンを到達時間 3 時間降雨としてあつかったことにある。1967 年（昭和 42 年）型降雨パターンを到達時間 1 時間として正しく扱っていれば、このような不合理な問題は生じなかった。

○ 3 時間継続降雨引き伸ばし の考察

- ・ 時間雨量の 1/100 年統計値は次ページの表－ 2－ 1 2
- ・ 1 時間雨量と 2 時間雨量がそれぞれの 1/100 年計画雨量（110mm、164mm）を超えている。



石木ダム計画検討業務委託報告書（河川整備基本方針）図 5-5-3 基本高水ハイドログラフ（主要地点）から作成

表－ 2－ 1 2 川棚川計画雨量一覧表（確率 1 / 1 0 0 年）

	1 時間 (mm)	2 時間 (mm)	3 時間 (mm)	6 時間 (mm)	1 2 時間 (mm)	2 4 時間 (mm)
計画雨量 確率 1/100	110	164	203	277	348	400

川棚川工事実施基本計画 治水計画の検討 1997 年

(2) 流出量の計算

Ⅲ型拡大より、12 洪水のうち 3 洪水を棄却し 9 洪水を対象に流出計算を行った結果、流出量は昭和 42 年 7 月 9 日洪水型（Ⅲ型拡大）が最大となった。主要地点の流出量は、表 5-5-1 に示す通りとなる。

表 5-5-1 川棚川主要地点基本高水流量算定結果一覧表

No.	洪水名	横瓦礫 (C.A.=23.02km ²) (m ³ /s)	倉本橋 (C.A.=65.00km ²) (m ³ /s)	石木橋 (C.A.=11.80km ²) (m ³ /s)	山道橋 (C.A.=77.10km ²) (m ³ /s)	河口 (C.A.=81.44km ²) (m ³ /s)
1	S23.9 11 洪水(Ⅲ型)	377.3	908.6	235.6	1127.9	1171.0
2	S30.4 15 洪水(Ⅲ型)	237.4	375.9	149.4	518.3	524.9
3	S32.7 25 洪水(Ⅲ型)	208.7	322.9	117.2	416.8	423.3
4	S42.7 9 洪水(Ⅲ型)	526.8	1081.6	355.3	1391.1	1432.2
5	S57.7 23 洪水(Ⅲ型)	286.9	636.0	175.3	800.4	828.2
6	S63.6 2 洪水(Ⅲ型)	335.5	844.7	194.0	1032.3	1076.7
7	II1.7 28 洪水(Ⅲ型)	211.2	507.6	131.2	619.8	646.9
8	II2.7 2 洪水(Ⅲ型)	274.5	688.3	185.6	841.0	877.0
9	II3.9 14 洪水(Ⅲ型)	370.8	828.0	267.1	1051.9	1087.5
	最大値(10m ² /s切り上げ)	530	1090	360	1400	1440
	最大流量に対する比流量 (m ³ /s/km ²)	23.0	16.8	30.5	18.2	17.7

川棚川工事実施基本計画 治水計画の検討 1997 年

③ 「川棚川下流域の治水に石木ダム」の費用対効果は 0.18

1. 石木川合流点下流の川棚川の現状と石木ダムの役割

- ・ 石木ダム事業計画が正式な事業計画となったのは 1975 年（昭和 50 年）の全体計画策定である。
- ・ それから 30 年後の川棚川阿泉整備基本方針が策定された 2005 年（平成 17 年）には、石木川合流地点より下流の川棚川は河道整備が進み、計画高水流量 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ にほぼ対応できていた。
- ・ 石木ダムの主たる治水目的は、石木川合流地点より下流の川棚川に計画高水流量を超えて、野々川ダム調整後の基本高水流量 $1320\text{m}^3/\text{秒}$ に至る洪水をカットすることに絞られている。
- ・ 石木川も 1/100 対応としているが、それは石木ダムによって「石木川合流地点より下流の川棚川に計画高水流量を超えて、野々川ダム調整後の基本高水流量 $1320\text{m}^3/\text{秒}$ に至る洪水をカット」することにしたから必然的に 1/100 になったのであって、石木ダムによる調整が不要であれば、石木川を 1/100 対応にする必要は全くない。
- ・ 以上が川棚川と石木ダム治水目的の現況である。
- ・ この現況から、石木ダムによって、石木川合流地点より下流の川棚川を 1/100 対応にする事業の費用対効果を検証したので、以下、報告する。

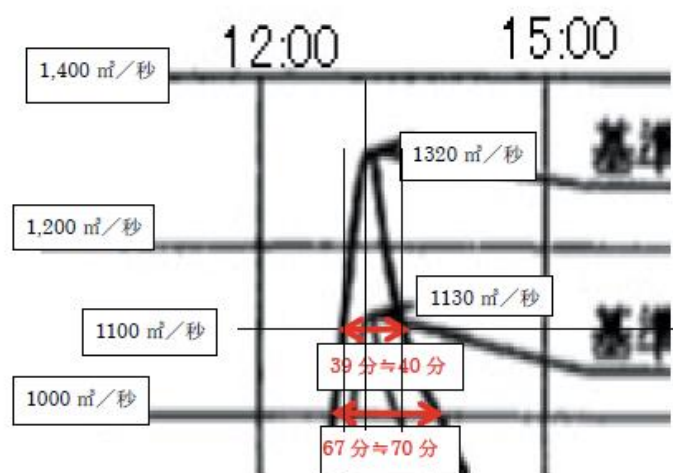
2. 石木ダムによって、石木川合流地点より下流の川棚川を 1/100 対応にする事業の費用対効果

- ・ 長崎県は、「すでに戦後の水害を引き起こしたすべての洪水は石木川合流点下流域を安全に流下することができていて、間もなく計画高水流量 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ 対応を完了する」ことを明言している。すなわち、石木ダムの役割は石木川合流点に流下する $1320\text{m}^3/\text{秒}$ を $190\text{m}^3/\text{秒}$ 低下させることが本来的な役割である。その間に調節しなければならない水量、すなわち、石木川合流点を流量が $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ を超えて $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ に至り、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ ま

で低下する間（＝40 分間）に流れるすべての水量はわずか

$$(1320-1130) \times 60 \times 20 \div 2 =$$

$114,000\text{m}^3$ にすぎない（右図参照）。そのために洪水調節容量が 17 倍もの $1,950,000\text{m}^3$ を擁している石木ダムなど必要ない。この事実は川棚川水系河川整備基本方針、川棚川水系河川整備計画策定段階で明らかになっていたことであるから、その時点で石木ダム事業は見直されていなければならないかった。



- ・ 石木ダムの治水上の目的は「石木川合流点で $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水を $190\text{m}^3/\text{秒}$ 調節して、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ まで落とす」ことにある。その 50 年間の効果（便益）は長崎県自身が示すように、33.391 億円^{*8}でしかない。
- ・ 石木ダム治水分の残存価値 9.02（ $=12.442 \times 0.725$ ）億円の内、「石木川合流点で $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水を $190\text{m}^3/\text{秒}$ 調節して、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ まで落とす」に寄与する部分は、204.3（石木ダムによる「石木川合流点で $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水を $190\text{m}^3/\text{秒}$ 調節して、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ まで落とす」年間平均効果） $\div 700.5$ （石木ダムによる、石木川への効果も含めた効果） $=0.292$ である。
- ・ 8.536 億円に 0.292 をかけた 2.493 億円が、石木ダム治水分の残存価値 8.536 億円の内、「石木川合流点で $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水を $190\text{m}^3/\text{秒}$ 調節して、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ まで落とす」に寄与する額である。
- ・ 「石木川合流点で $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水を $190\text{m}^3/\text{秒}$ 調節して、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ まで落とす」効果 33.319 億円に残存価値 2.493 億円加えた、35.812 億円が、石木ダムの治水上の本来の目的＝「石木川合流点で $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水を $190\text{m}^3/\text{秒}$ 調節して、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ まで落とす」事業の全便益である。
- ・ 一方、治水目的分のダム事業費とダムの維持費を含めた合計費用は、河川負担分の割合は $195/(195+74)=0.725$ であるから、現在価値化額で $272.7 \times 0.725=197.708$ 億円である。
- ・ よって、費用対効果比は $35.812/197.708=0.181 \div 0.18$ になる。
- ・ 「石木川合流点で $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水を $190\text{m}^3/\text{秒}$ 調節して、 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ まで落とす」の費用対効果比は 0.18 でしかなく、公共事業としてまったく成り立たない。

^{*8} 33.391 億円

- ・ 下記「ダムと河道の便益配分」（資料 1 石木ダムの費用対効果分析（平成 27 年度） 4 枚目）より、区間「A. 河口～石木川合流点」の③ダム分年平均被害軽減期待額 204.3 億円と、区間「合計」の③ダム分年平均被害軽減期待額 700.5 億円との比を、治水効果 114.354 億円^{*9}にかけ算出した。

ダムと河道の便益配分

単位：百万円

区 間	①年平均被害 軽減期待額	②ダム分便益配分率	③ダム分年平均被害軽減 期待額 =①×②
A. 河口～石木川合流点	788.0	0.259	204.3
B. 石木川	571.2	0.869	496.3
C. 石木川合流点～館橋	361.8	0.000	0.0
合 計			700.5

^{*9} 治水効果 114.354 億円

- ・ 石木ダムの費用便益比計算の開示資料 差替版 p. 5. pdf

④ 公害等調整委員会が指摘する貯留関数法による流出量計算過程の決定的欠損

- ・ 石木ダム事業認定取り消しを求める審査請求に対して、公害等調整委員会が審査庁に提出した回答の写しが審査請求人に配送されている。
- ・ その概要は本稿 6～8 ページに記した。

- ・ ここでは、回答にある「1 (2)ア (イ) ② d について【 検証用データの不存在】」と「1(2)エ (ア) 」について述べる。

1. 回答にある 1 (2)ア (イ) ② d

1) 回答にある 1 (2)ア (イ) ②とは、同書 7 ページにある下記記述

「d 起業者は基本高水流量(1, 400 m³/秒) の算出に使用した貯留関数法モデルの諸データを保管していない。第三者による確認計算ができない数値は科学的合理性が担保されておらず、 採用すべきでない。」

● 上記記述の説明

- ・ 上記記述は、「石木ダム事業認定取り消しを求める審査請求」への事業認定庁からの「弁明書」に対する当方からの「反論書 その1 治水迄」の 47 ページから 48 ページにかけて記載した下記文章を指している。

エ 確認計算ができない数値は非科学的
 長崎県が川棚川の基本高水流量を科学的に算出したというなら、誰が計算しても同じ結果が得られなければならない。
 ところが、「市民の手による石木ダムの検証結果」*（石木ダム建設絶対反対同盟、2011 年 5 月 20 日付け）によると、「1,400 m³/秒の算出に使用された貯留関数法モデルの諸データを情報公開請求で求めたところ、全部のデータが保管されておらず、1,400 m³/秒の確認計算ができないことが判明した。」（10 ページ）というのである。
 第三者による確認計算ができない数値は、科学的合理性があるとは言えない。

- ・ 「科学的手法で 1, 400 m³/秒という値が出たのであれば、同じ条件でだれが行っても再現できなければ、科学的合理性があるとは言えない」＝「信頼性がない」ということになる。
- ・ 石木ダムの治水目的は、1/100 基本高水流量 1, 400m³/秒を野々村ダムによる削減効果 80 m³/秒と合わせて計画高水流量 1, 130m³/秒まで削減することにある。この 1, 400m³/秒の科学的裏付けが取れないのであれば、1, 400m³/秒を 1, 130m³/秒まで削減することで得られる利益を算出する術はないことになる。
- ・ 回答書で、公害等調整委員会が判断を下せない事項として 1 (2)ア (イ) ② d をあげて、審査庁に求めている対応は本稿の 7～8 ページに記載した下記事項である。

回答書 22 ページ

② 対象降雨の選定

d 1 (2)ア (イ) ② d について【 検証用データの不存在】

資料によれば、川棚川流域では、雨量観測所や水位観測所が整備され、貯留関数法を用いるのに十分なデータが蓄積されているとする具体的なデータは含まれておらず、貯留関数法モデルの諸データを保管していないため数値の科学的合理性が担保されていないとする審査請求人の主張の可否を判断することができない。

したがって、審査庁においては、基本高水量の算出に係る処分庁の主張の合理性につき、処分庁の主張立証を調査検討の上、結論を出すべきである。

2. 回答にある1(2)エ(ア)

1) 回答にある1(2)エ(ア)とは、同書16ページにある下記記述

「工 失われる利益

本件事業認定は、以下のとおり、本件事業がもたらす不利益を考慮していない。

(ア) 被収用者への影響

本件事業は、13世帯約60人の財産権、居住権、生存権及び連帯権を侵害するところ、本件事業認定においては、宅地収用が土地収用の中でも被収用者に与える影響が最大であることや、13世帯約60人の居住民の受ける具体的な不利益が全く考慮されていない。」

● 上記記述の説明

- ・ 上記記述は、「石木ダム事業認定取り消しを求める審査請求」への事業認定庁からの「弁明書」に対する当方からの「反論書 その1 治水迄」全体で、日光太郎杉事件の判旨と照らし合わせながら、「得られる利益」と「失われる利益」の衡量について述べている。19ページでは下記表現で「失われる利益」の評価の重要性を指摘している。

失われる利益は基本的人権であったり、人類生存の基盤である生物多様性であったりして、重大かつ確実に存在する利益であるが、得られる利益はあやふやで曖昧模糊としている。

以上のように利益を比較衡量すれば、本件事業が「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」(土地収用法第20条第3号)という要件を満たさないことは明らかである。

- ・ 回答書で、公害等調整委員会が判断を下せない事項として1(2)エ(ア)をあげて、審査庁に求めている対応は本稿の7～8ページに記載した下記事項である。

工 失われる利益

(ア) 被収用者への影響(1(2)エ(ア))

前記のとおり、本件事業によって得られるべき公共の利益を基礎づける治水に関する資料を検討しても、審査請求人の1(2)ア(イ)②dの主張の可否を判断することができないから、本件事業によって得られるべき公共の利益と失われる利益である被収用者への影響との比較衡量をすることができない。

したがって、この点に関する審査請求人の1(2)エ(ア)の主張の可否を判断することができないため、審査庁は、この点についても処分庁の主張立証を調査検討の上、結論を出すべきである。

- ・ 審査請求人から提起されている「流出計算は再現性が確保されていない、信頼性がない」に対して検討する資料がない、→石木ダムによる治水上の利益は $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ を $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ に削減することでえられる利益であるが、その $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ を算出した根拠となる資料がない→石木ダムによる治水上の利益と失われる利益の比較衡量ができない という事態なのである。
- ・ 公害等調整委員会が認定庁に意見を述べているのは、審査請求人からの指摘に答えるべく材料が提出されていないという一点だけである。ほかのすべての指摘に対しては、認定庁の主張を全面採用して、「理由なし」とする、極めて一方的かつ杜撰な回答書である。

3. 小括

- ① 公害等調整委員会の回答書の内容は、事業認定の取り消しを求める審査請求人の意見に対して、認定庁からの答弁書に記載されている事項と照合できたものはすべて認定庁の主張を採用し、審査請求人の意見をすべて棄却している。
- ② 答弁書に記載されている事項と照合できなかった事項、「1(2)ア(イ)②dについて【検証用データの不存在】」と「1(2)エ(ア)」の2点については、「審査庁は、処分庁の主張立証を調査検討の上、結論を出すべきである。」としている。
- ③ 上記②は川棚川洪水基準点（山道橋地点）基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ の信憑性に係るもので、極めて重要な問題である。審査請求人らはこの審査請求をはじめ、事業認定取り消しを求める審査請求、事業認定取消訴訟、工事差止訴訟においても、川棚川水系基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ を科学的に検証すると過大なものであり、 $1,200\text{m}^3/\text{秒}$ 程度が妥当であることを主張してきている。
- ④ 基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ を計算で再現することができない限りは、基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ は棚上げとしておき、この数値のみを拠り所としている石木ダムの治水目的を検証する必要がある。
- ⑤ 以上より、審査庁に、「事業認定の取り消しを求める審査請求」に対して「治水目的としている基本高水流量 $1,400\text{m}^3/\text{秒}$ につき再現確認が取れるまで、執行を停止する」との判断を早急に出すことを求める。

⑤ 小括

- ・ およそ 45 年前からの治水方針を見直さない長崎県は、13 世帯に犠牲を強いるだけでなく、長崎県民に無駄な負担を強いてきた。
- ・ 石木ダム事業が正式な事業として決定したのは 1975 年度（昭和 50 年度）の「川棚川総合開発補助事業全体計画」である。治水目的としては、「ダム建設地点における計画高水流量毎秒 $280\text{m}^3/\text{秒}$ のうち毎秒 $210\text{m}^3/\text{秒}$ 洪水調節を行なう」とされている。
- ・ その後、1997 年（H9 年）に川棚川水系工事実施基本計画、2005 年（H17 年）の川棚川水系河川整備基本方針、2007 年（H19 年）の川棚川水系河川整備計画、2009 年（H21 年）の川棚川水系河川整備計画変更において、若干の数値変更はあったものの、石木ダムによる洪水調節は引き継がれ、現在は、川棚川の洪水基準点（山道橋）の流量と石木ダム地点の流量の一覧表は下記のようにになっている。（国書証乙 A15）

川棚川の洪水基準点（山道橋）の流量 $\text{m}^3/\text{秒}$		
基本高水のピーク流量	ダムによる調節流量	河道への配分流量
1,400	270	1,130
石木ダム地点の流量 $\text{m}^3/\text{秒}$		
洪水調節前	洪水調節両	洪水調節後
280	220	60

- ・ 川棚川の洪水基準点（山道橋）の基本高水流量と河道への配分流量（計画高水流量）の変遷は次のとおりである。

年	計画等	基本高水流量 $\text{m}^3/\text{秒}$	計画高水流量 $\text{m}^3/\text{秒}$
1976 年（昭和 51 年）	石木ダム全体計画	1,390	1,020
1997 年（H9 年）	川棚川水系工事实 施基本計画	1,400	1,020
2005 年（H17 年）	川棚川水系河川整 備基本方針	1,400	1,130
2007 年（H19 年）	川棚川水系河川整 備計画	1,400	1,130
2009 年（H21 年）	同上変更	1,400	1,130

- ・ 上記表より、1976 年 1 月に全体計画策定で決定した「石木ダムと河道による治水対策」はその上位計画である川棚川水系工事实施基本計画、川棚川水系河川整備基本方針、川棚川水系河川整備計画で見直す機会があった。
- ・ 2005 年の川棚川水系河川整備基本方針策定時には、現況河道について想定氾濫面積を求め、長崎県の指標 5 つのうち 3 つが 1/50 に該当していたにもかかわらず、治水目標安全度 1/100 を 1/50 に修正しなかったのである。
- ・ 長崎県職員は、事業認定取消訴訟において「河道状況が改善されたからと言って、事業当初に決めた治水対策方針を変えるとダム建設ができなくなる」と証言し、裁判所はそれを認めた。
- ・ それは、計画当初の「石木ダムと河道による治水対策」において河道整備が先行することで想定氾濫面積が縮小した成果なのである。その成果を成果として認めることで、ダム建設に依存することが無くなれば、それに越したことはない。
- ・ 現在においては、本来石木ダムに求められていた川棚川下流域 1/100 対応は、それに該当する $1,320\text{m}^3/\text{秒}$ を $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ にカットするだけのことであるから、その費用対効果は 5-4) -③で述べたように 0.18 でしかない。
- ・ このような無駄な事業は即刻中止するべきである。
- ・ このような愚かでかつ 13 世帯およそ 60 人の生活を破壊する事態を回避するには、収用明渡裁決を取消すしか法的手法はないのである。

6. 審査請求人 嶋津暉之氏の証人尋問証言

- ・ 2019 年 7 月 17 日石木ダム工事継続差止訴訟第 12 回期日において、審査請求人・嶋津暉之氏が、「1/100 洪水（100 年に 1 回の最大洪水）のために石木ダムが必要だという川棚川の治水計画は虚構でつくられており、科学的に検証すれば、石木ダムは治水面で不要である」と証言した。専門的領域の重要な内容ことであるが、分かり易い解説なので審査庁に共有を図る。
- ・ 証言内容 5 点

- 1 石木ダムができて川棚川流域において 1/100 洪水で溢れない範囲はほんの一部である。

- 2 川棚川治水計画では石木川合流点下流は 1/100 で計画されているが、この 1/100 は恣意的に設定されたものであり、川棚川の計画規模を科学的に求めれば、1/50 が正しく、石木ダムは不要となる。
 - 3 川棚川の計画規模 1/100 を前提としても、治水目標流量（基本高水流量）の計算の誤りを修正すれば、長崎県の数字よりかなり小さくなり、石木ダムは不要になる。
 - 4 長崎県が示す 1/100 治水目標流量（基本高水流量）が石木ダムのない状態で流下した場合も、現況堤防高が基本高水流量の水位を上回る高さは、正規の堤防余裕高の半分になるだけで、決して氾濫するような状態にはならない。
 - 5 石木ダムは、費用便益比計算の恣意的な設定を改めれば、費用便益比が 1 を大きく下回り、見直しすべき事業になる。
- ・ 証言の骨子
石木ダム差し止め訴訟の証言骨子「石木ダムの治水面の虚構」
<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/6aa2ace98148ef838cb0d3a3c97c9d96-1.pdf>
 - ・ 石木ダム裁判証言スライド
<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/5f3f2213918366b3d544963e6d41a214.pdf>
 - ・ 証言スライドの説明
<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2019/07/863aa767e73d26af4de9b051da5f8960.pdf>

7. まとめ

- ・ 審査請求人らが長崎県収用委員会に提出して要請したのは、「裁決申請却下」であった。しかし、同収用委員会からは突然、今回の収用明渡裁決書が送付されたのである。
- ・ その裁決書には、私たちの「裁決申請却下」要請を却下した理由が下記のように書き込まれていた。
 - (1) 事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。
 - (2) 本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。
 - (3) また、当委員会に提出された裁決申請書及び明渡裁決申立書並びに当委員会の審理の結果等においても法第 47 条の要件に該当するような事実は認められない。
- ・ 上記裁決書についての反論と、収用明渡裁決は取消さねばならない根拠をまとめる。
 1. 本審査請求書には特に上記 3 点について。具体的なデータを付して反論を記した。
 2. 起業者が明らかにしてきた「石木ダム事業の目的」、治水・利水両面とも事実を徹底的に無視した「石木ダムありき」のつじつま合わせでしかない。
 3. その上、その事業によって失われる利益については、「公共事業が予定されるところの住民は、公共の利益の為に財産権を提供するにあたって、補償を受けるのであるから、それ以上を要求する権利は持ち合わせていない」などとして、まったく無視している。

4. 失われる利益についてはそれを侵害する側にはなかなか理解されにくいものである。
5. 本審査請求書には13世帯皆さんの生活、石木ダムの利水面受益予定者である共有地権者の主張（原告尋問陳述書）を収録した。あわせて、現地の生活を収めた映画「ほたるの里のまもりびと」を紹介するとともに、その20分版DVDを添付した。
6. 公害等調整委員会からは、事業認定取り消しを求める審査請求に対する回答書が届いている。その中に重要な指摘がされている。「流出計算で用いたデータが提供されないために、流出計算結果を評価できない」「その評価ができないので、治水効果と失われる利益との比較衡量ができない」という指摘である。極めて重要な指摘である。この指摘が解決されるまでは、事業認定の執行を停止しなければならない。
7. 本件収用明渡裁決も、①事業によって得られる利益とされている事項は、すべてが事実を大きく外したものであること、②失われる利益については、生活の場剥奪をはじめとした多面にわたる深刻な人格権侵害を事実として全く見ていないこと、から、審査庁に取消裁決を求めるものである。
8. 石木ダム事業は以上述べてきたように不要な事業であるばかりか、事業地在住の13世帯約60名の生活を破壊するとともに、利水面の受益予定地とされている佐世保市民に全く使用するあてのない水源開発費用とそれに関連した水道施設整備事業費との合計492億円をこれから負担させることになる。あわせて、石木ダムの本来の治水目的＝山道橋下流を1/100対応にする事業の費用対効果はもはや0.18しかない全く無駄な事業である。
9. 以上から、石木ダム事業を完成させることは多くの人に不幸を与えるだけのことである。
10. 多くの人に不幸を与えるだけの石木ダム事業のための収用明渡裁決は、取消すしかない。

補遺：石木ダム事業認定の重大かつ明白な瑕疵

1. 利益と損失があまりにも不均衡

石木ダムによって得られる利益は、いくつもの仮定を前提に創出された、あまりにも曖昧な利益である。

川棚川下流の計画規模は1/100で目標流量は1400m³/秒とされるが、過大設定である。

そもそも、計画規模1/100は、1975年（検証開始時点から35年前）の河道の状況を前提としている等の問題があるにもかかわらず、長崎県は、石木ダムの検証において、計画の根拠となるデータ等の詳細な点検を行うべき旨の国からの通知を無視して、当該点検を行わないこと、正確に言えば、行えないことが目標流量が架空であることの証左である。

しかも、今後100年以内に1/100確率の洪水が1回以上発生する確率は約63%にすぎない。

そして、川棚川上流での目標流量は1/30なので、たとえ1/100洪水が襲来しても途中で溢れてしまい、基準地点（山道橋）まで到達することはないから、基準地点で1400m³/秒（野々川ダムの調節量を差し引いても1320m³/秒）が流れる日は当分来ない。

加えて、石木ダムが完成したとしても、内水氾濫対策と河道整備が不十分であることにより、1990年洪水規模の洪水でも水害は防げない。

そもそも川棚川の流域面積の約10%しか流域面積がない石木ダムに多大な洪水調節効果などあるはずがない。

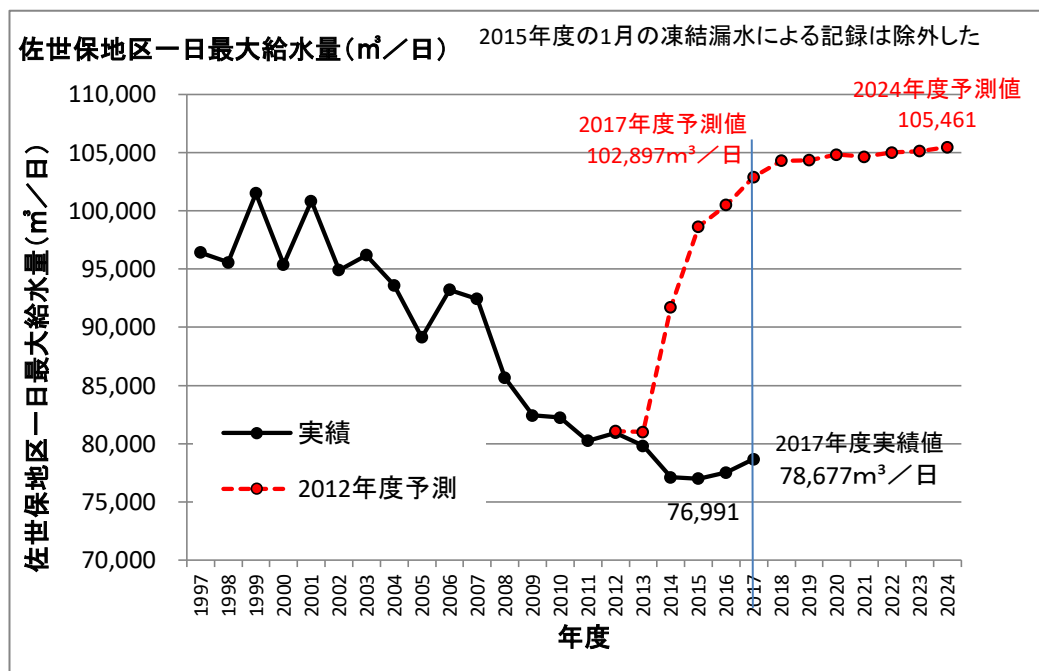
利水についても、下図のとおり、今後も引き続き水需要の減少傾向の継続が確実に見込まれる中において、急激にV字回復し、わずか5年後に佐世保地区1日最大給水量が約8万m³（2013年度）から約10万5000m³（2018年度）へと約3割も増加する、という現実無視の荒唐無稽な想定に基づく。

要するに、石木ダム事業は、不要不急であり、差し迫った必要があって進めている事業ではない。

これに引き換え、立ち退きを迫られている住民が被る害（基本的人権の侵害）は、筆舌に尽くし難いほど甚大であることは確実かつ明白である。また、生態系の破壊による影響も大きい。

薬に例えて言えば、効能は曖昧なのに、重篤な副作用が起きることが確実なワクチンが承認されてはならないことは明白である。

効果が曖昧なのに、重大な人権侵害をもたらすダム事業を容認できないことも明白である。



2. 起業者が質問に答えての説明ができない

住民が2013年12月27日に長崎県知事あてに質問状を送付したが、知事は、九州地方整備局長が書いた事業認定の理由を記載した告示等のコピーを送付して（2014年1月24日）回答に替えた。

つまり、答えが知りたければ、他人が書いた資料を読んで自分で考えなさい、ということである。

住民がなぜ土地を奪われ、故郷を追われなければならないのか、に関係する質問を起業者に対してしているのに、一問一答での回答をせず、他の役所が作成した文書を読んで自分で考えろ、という誠意の欠けた対応しかできないのであるから、石木ダムの必要性がないことを自ら認めたに等しく、この一事だけでも立ち退きの強制が認められないことは明白である。

3. 国土交通大臣が住民に十分に説明するように知事に通知しているのに、起業者が公開討論会の開催

を避けている

国土交通大臣が住民に十分に説明するように知事に通知しているのに、起業者が公開討論会の開催を避けているような事業に合理性がないことは明らかであり、この一事だけでも立ち退きの強制が認められないことは明白である。

なお、公害等調整委員会は、「審査請求人らは、法の定めるほかに、徹底した討議・検証による合意形成が保障される必要がある等と主張するが、独自の見解であって採用できない。」（回答書 32 頁）と言うが、各委員自身が移転対象者であった場合でも同じことを言えるのかは甚だ疑問であり、説得力がない。

また、公害等調整委員会は、土地の利用が適正かどうかは、明文の規定だけで判断すべきだと考えていると思われるが、そうだとすれば誤りである。

人権侵害の重大性を考慮すれば、条理や経験則といった不文律から見ても適正と判断できるような事業でなければ、立ち退きを強制する権限が与えられるべきでないことはもちろんである。

起業者が公開討論会開催の要請から逃げ回っているようなダム事業のための土地利用が適正とはいえないことは、条理上明らかである。

4. 知事が事業の必要性について説明できない

知事が所管する全ての事業を詳細に到るまで知悉し、知事自らが全ての事業の必要性を説明することは不可能であるし、知事の職務でもない。

しかし、約 60 人もの多数の県民の人権を侵害する事業の必要性については、事の重大性から、知事自らが当該事業を詳細に把握し、その必要性を説明し、犠牲になる住民を説得する責任があることは明白である。このような最重要局面でも知事が部下に任せるなら、知事の実在意義はない。

それにもかかわらず、知事は、住民からの面談要望から逃げ回り、事業の必要性について説明と説得をする努力さえしないことは、事業の必要性がないことの証左であり、この一事だけでも立ち退きの強制が許されないことは明白である。

5. 立ち退きの強制に関する判例違反

大東水害訴訟の差し戻し控訴審判決（大阪高裁 1987 年 4 月 10 日）には、次のように判示する。

「しかしながら、他面これらの家屋が前期のように生活の本拠となっていたため、曲りなりにも一旦占用許可が与えられていた家屋居住者に対して河川法 75 条 1 項、行政代執行法に基づく、行政代執行のような強硬手段をもってその立退を強行することは、これをしないことによる水害の危険の接近が明白であるような特別の事情のない限り、個人生活の根底を覆すものとして社会的非難の的となることは必至であるというべく、そのため河川管理者が、その強行をためらい、ちゅうちょしたとしても、止むをえない理由があるといわなければならない。」

この判決は、河川の水面上を全面占用する家屋の居住者に対して、水害発生の 2 年前までは占用許可を与え続け、立ち退きを強制しなかった河川管理者の責任を否定したものであり、行政代執行の発動の要件を示したものではないにしろ、たとえ河川の不法占拠であっても、立ち退かせないことによる水害

の危険の接近が明白であるような特別の事情のない限り、強権発動をしなかったことを当然視した意味は大きい。

この判決は、水害の危険の接近が明白であるような特別の事情のない限り、たとえ不法占拠の状態にある者に対してであっても、立ち退きの強制などできるものではない、という道理を説いたものであり、この道理を無視することが許されてよいはずがない。

翻って、石木ダム事業予定地に居住する13世帯約60人は、河川の不法占拠者ではない。先祖の代から住んでいるだけの、何の罪もない生活者である。そうであればなおさら、水害の危険の接近が明白であるような特別の事情のない限り、強制的に立ち退かせることなど許されるはずがない。

百歩譲っても、治水目的を有するダムについては、相当程度に大きな水害が相当程度高い確率で発生することが見込まれ、かつ、当該ダムによって相当程度の割合の損害額の軽減が期待できる場合でなければ、当該ダムの建設のための強制立ち退きなど許されないはずだが、現在、川棚川下流域において相当程度に大きな水害が相当程度高い確率で発生することが見込まれるという状況にはなく、水害の危険が皆無ではないにしても、それは河道整備を怠っているからであり、そうした怠慢が続く以上、石木ダムがあってもなくても被害は防げない。

したがって、河川行政における立ち退きの強制に関する高裁判例の趣旨に違反するという観点からも、立ち退きの強制が許されないことは明らかである。

6. 強権的な河川行政に関する国の公式見解違反

大東水害訴訟の差し戻し控訴審（大阪高裁1987年4月10日判決）において、国は、次のように述べている。

「行政施策はその実施において種々の障害を伴い、その除去調整のなかで行われるものなのである。即ち、社会にはいろんな利害が存在し、それらがいろいろに錯綜しており、一つの行政施策を行うにしても、これの推進を求める人、これに反対する人がいて、しかもそこに個人的利害もあれば、地域の利害、国の利害、イデオロギーの利害等がからみ合っているのであるが、これらの利害を全くかえりみず、強権的に効率のみを求めて行政施策を行うことは許されていないのである。

水害或いは干ばつになれば、治水利水のダムを何故早く作らないかと叱責され、ダムを作ろうとすれば何故自然破壊をするのかと非難されるような中であって、バランスを求め、それぞれの利害の調整をはかりつつ行われるのが現実の行政なのである。

このように行政はオールマイティではなく、行政施策の遂行にあたっては常に種々の制約が存するのであり、その施策の規模が大きければ大きい程その制約も大きく複雑なことはいうまでもないところである。

そしてこの諸々の制約のなかで、多様の行政施策のうち、どれを、どのように、どの程度行うかは、政治的判断ないしは高度の行政上の裁量に属することである。」

すなわち、「(利害の) バランスを求め、それぞれの利害の調整をはかりつつ行われるのが現実の行政なので」あり、「これらの利害を全くかえりみず、強権的に効率のみを求めて行政施策を行うことは許されていないのである。」というのが、国の公式見解である。

この見解は、極めてまともであり、地方自治体の河川行政においても妥当する普遍的な規範である。

ところが、長崎県のやっていることは、利益の軽さと害（憲法で保障された権利の剥奪）の重さを考慮することがなく、すなわち「利害の調整」を放棄しており、まさに、「これらの利害を全くかえりみず、強権的に効率のみを求めて行政施策を行うこと」以外の何物でもないものであり、権力者がやってはいけないことである。

この一事だけでも、立ち退きの強制は許されない。

7. 費用対効果が明白に誤り

石木ダムの年平均被害軽減期待額が約 7 億円であるという計算が公表されている。

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2016/01/1453299965.pdf>

しかし、石木ダム予定地より下流の石木川及び川棚川との合流後の川棚川の流域において、年平均 7 億円程度の被害は発生しているという証拠は水害統計を読んでも見つからない。

そもそも年平均 7 億円以上の被害が発生していないのに、年平均 7 億円の被害の軽減が期待できるはずもない。

この一事だけでも、石木ダムの費用対効果の計算が虚構であることは明白であり、虚構の費用便益計算によって根拠づけられたダム事業で住民の立ち退きを強制することなど許されない。

なお、費用便益計算は治水経済調査マニュアル（案）に基づいてなされたので正しい、という反論が予想されるが、「マニュアルに従ったから正しい」という理屈は成り立たない。当該マニュアルは、国土交通省が事業者都合よく作成したものであり、特にダム事業に反対の立場の専門家や市民の意見は聴取さえされておらず、合理性は担保されていないからである。

8. 重大問題を考慮しておらず、裁量権を逸脱している

起業者、事業認定庁及び公害等調整委員会は、集団移転地を造成する、とか、借金の利子補給をする等の措置により移転対象の 13 世帯に「配慮」したと言う（例えば「意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解とを併記した意見対照表」（九州地方整備局））が、治水・利水政策を実施する上で 13 世帯に配慮するとは、13 世帯が移転しなくて済むような河川行政を進めることであり、ダム建設及びそのための住居移転を当然の前提として、移転対象者が移転しやすいように便宜を図ることを「配慮」と呼ぶのは、極めて悪質な問題のすり替えである。

起業者は、最重要問題である移転対象者の人権侵害問題を考慮すべきであるのに、考慮しないのであるから、明らかに裁量権行使の濫用がある。

この一事だけでも、立ち退きの強制は許されない。

9. 需要予測が明白に誤り

今後、全国どこの自治体でも水需要が減少することは確実に見込まれ、佐世保市も例外ではあり得ないことが明らかであるにもかかわらず、佐世保市は減少傾向にあった水需要実績が増加傾向に転じるといって、明白に誤った予測を捏造している。増えるか減るかという根本的な問題について誤った予測について「余裕を持たせた」とか「裁量権の範囲だ」という言い訳は通用しない。明らかな裁量権行使の濫用である。

この一事だけでも、立ち退きの強制は許されない。

10. 観測データがないことが必要性の根拠となっている

公害等調整委員会は、流水の正常な機能の維持について、基準地点である山道橋の計測器が低水時の観測に適したものではない上、欠測も多発していることを理由に、審査請求人らの「必要流用は確保されている」との主張を採用しない（2019年1月16日付け公調委事第2号「土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）」30頁）。

しかし、山道橋での低水のデータが存在しないとすれば、起業者もまた、そのデータを把握していないことになり、そうであれば、起業者は「河川環境を把握した上で」という前提が崩れるのであり、「（貯水容量の算出に関する）一連の検討過程及び結論には合理性が認められる。」（同頁）とする結論もまた破綻する。

公害等調整委員会は、データがないことを石木ダム事業にお墨付きを与える理由にするという倒錯した論理を用いており、石木ダムは、このような明らかに破綻した論法でしか正当化できないことを公害等調整委員会は示している。

この一事だけでも、立ち退きの強制は許されない。

11. 公害等調整委員会が目的の必要性が判断できないと明言している

公害等調整委員会は、石木ダム事業について「これまで検討してきたところによれば、本件事業の掲げる治水等の目的は、いずれもその必要性を判断することができない事項が認められる」（「土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）」32頁）と明言している。

公害等調整委員会がダムの目的が理解できないと言っている事業のために、住民が立ち退く必要がないことは明らかである。

12. 二重否定でしか合理化できない

土地収用法は、適用対象事業が「適正且つ合理的」であることを求める（第1条、第2条及び第20条）。

したがって、石木ダム事業も「適正且つ合理的」であると言えるような理由を備えていなければならない。

ところが、2点を除いては審査請求人らの主張には理由がないと判断した公害等調整委員会が書いた回答書（2019年1月16日付け）を見ると、石木ダム事業の根拠を正面から合理的であると判断した項目は極めて少なく、ほとんどが「不合理であるとはいえない」、「合理性を欠くとはいえない」、「正常流量を下回ることがないとはいえない」、「不十分とはいえない」といった二重否定によってお墨付きを与えているにすぎない。

回答書において、そうした二重否定表現は25箇所もある。

事業の根拠が「合理的である」ではなく、「不合理であるとまではいえない」としか言えないような薄弱な根拠で立ち退きを強制することなど許されないことは明白である。

土地収用法は、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」（土地収用法第20条第3号）であることが要件であるにもかかわらず、公害等調整委員会は、「適正且つ合理的な」と

いうハードルを下げ、「不合理であるとまではいえない」ような根拠しか持たない事業計画でも土地収用が許される、という歪んだ法解釈をしている。石木ダムは、このような歪んだ法解釈によってしか正当化できないことを公害等調整委員会は示している。この一事だけでも、立ち退きの強制が許されないことは明らかである。

なお、確かに、石木ダム事業の根拠について正面から「合理的なものと認められる」、「合理性が認められる」等と書いた部分も3箇所あるが、理由が示されていないもの（21頁）、流量データが存在しないことを起業者に有利な事情として認定しているもの（30頁）があり、不当である。

また、環境問題においては、「調査地域周辺には本件事業により消失する生息環境と同様の地域が広く残存するため、本件事業実施後も生息環境が維持されるものと認められる。」、「調査地域には本種の生息環境である湿地及び休耕田が広く残存することから、本種の生息は維持されると認められる。」、「ダム堤体から下流では本種の生息環境が広く残存することから本種の生息は維持されると認められる。」等の二重否定でない表現も見られるが、いずれも生態学では通用しない素人考えが断定的に書かれているにすぎないのであって、移転対象者を納得させる理論ではない。

13. 政策評価法を公然と否定しなければ正当化できない

公害等調整委員会は、倒錯した理論に基づいて石木ダム事業を正当化している。

公害等調整委員会の回答書（2019年1月16日付け）には、計画規模を決める際の想定氾濫面積について次のように書かれている。

「ダム建設と河川改修事業が一連一体のものとして洪水調節機能を果たすことを計画していた本件のような場合において、事業認定申請時の最新の河道状況を前提に想定氾濫面積を算定して計画規模を設定すべきであると解すると、事業認定申請の時期が遅くなるほど計画規模が小さくなり、それに応じた計画の見直しが必要となるから、当初の計画を実施することができなくなり、逆に、計画規模を縮小することなく当初の計画を実施しようとするためには、事業認定を受けるまで河道整備を止めおくことになる。そうすると、それまでの間、河川の氾濫等に対する治水の安全を確保することが困難となるし、河川の安全度を漸次高めていくような段階的な河川整備を実施することもできなくなることからすると、起業者が計画規模を検討するに当たり、先行した河川改修事業の結果を考慮することなく、一連の事業の開始時である昭和50年当時の河道状況を前提に想定氾濫面積を算定し、計画規模を設定したことが不合理であるとまではいえない。」（20～21頁）

裁量権の行使に関する違法性について小田急高架訴訟本案判決（最判2006年11月2日）は、「その基礎とされた重要な事実には誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる」と判示し、定着した判例となっている。そして、「考慮すべき事情」が何かは、事案ごとに検討するしかない。

公害等調整委員会は、川棚川の計画規模を設定するに当たって、「（事業認定申請に）先行した河川改修事業の結果を考慮する」必要はないと判断した。

その理由は、仮に「先行した河川改修事業の結果を考慮する」と、(1) 当初の計画の見直しが必要となり、当初の計画が実施できなくなる、(2) 起業者が当初の計画を実施するためには、事業認定を受けるまで河道整備を止めおくことになる、(3) そうなれば、治水の安全を確保することが困難となるし、河川の安全度を漸次高めていくような段階的な河川整備を実施することもできなくなる、ということである。

要するに、公害等調整委員会は、ダムを建設するためには河道整備を怠ることになっても止むを得ない、という倒錯した発想を前提として、「河川改修事業の結果」は「考慮すべき事情」ではないと判断している。

しかし、この判断は、市民感覚と乖離しているだけでなく、法律にも違反する。

一般論として、河道整備が進んで、その結果、想定被害も減れば、計画規模を下げ、その結果、ダム不要の計画に修正するという判断もあって然るべきである。

要するに、河道整備が進めば、それに応じて計画を見直せばいい。それだけのことである。計画の見直しを避けるために「事業認定を受けるまで河道整備を止めおく」など倒錯であり、言語道断である。

「河川改修事業の結果」は、裁量権行使の際に「考慮すべき事情」に当たらないとする公害等調整委員会の判断は、いわゆる政策評価法（正式には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」）に違反する。

公害等調整委員会は、上記回答時から44年前のデータを前提としたダム事業に条件付きでお墨付きを与えているが、政策の定期的な見直しが必要であるとする政策評価法を公然と真っ向から否定するものである。

起業者が「河川改修事業の結果」を考慮しないことは、考慮すべき事項を考慮しないことであり、最高裁判例によれば、違法な裁量権行使となるし、これを「不合理であるとまではいえない。」と言って容認する公害等調整委員会の判断は、政策評価法の存在意義を否定する違法なものである。

この一事をもってしても、立ち退きの強制が許されないことは明らかである。

14. 二重基準を用いた依怙最賁な裁きによってしか正当化できない

公害等調整委員会の回答書（2019年1月16日付け）には、土地収用法第20条第4号を巡る争点について次のように書かれている。

「審査請求人らは、処分庁が施設更新等のために本件事業が必要であるとして、具体的緊急性がない等と論難するが、そもそも、審査請求人らが指摘する施設更新等は本件事業の目的そのものではないため、審査請求人らの上記主張は、本件事業の公益上の必要性を否定する理由とはならない。」（32頁）

そうであれば、（水源）施設更新等は、本件事業の公益上の必要性を肯定する理由にもならないはずである。

しかし、九州地方整備局長は、事業認定告示（2013年9月6日付け九州地方整備局告示第157号）の中の「4 法第20条第4号の要件への適合性」、「(1)事業を早期に施行する必要性」において、次のように書いている。

「なお、佐世保市では、水道用水の水源施設としてダムを建設、活用しているが、既設ダムの多くは老朽化しており、また、ダムと一体化した付帯施設も老朽化が激しくなっているため、早急な更新が急務となっている。また、経年による土砂の堆積により有効貯水率が減少している。これら施設更新及び土砂浚渫は、ダムの水位を下げて実施する必要があるが、佐世保市は水源に余裕がないため、石木ダムが完成することによりこれらの施設更新などの実施に寄与することが認められる。」

事業認定庁は、既設ダムの施設更新等を実施するために石木ダムが必要であることを、「法第 20 条第 4 号の要件への適合性」の中で述べており、本件事業の公益上の必要性を肯定する理由としている。

審査請求人らは、事業認定庁が既設ダムの施設更新等を本件事業の公益上の必要性を肯定する理由としているから、これに反論しているのに、公害等調整委員会は、事業認定庁が既設ダムの施設更新等を本件事業の公益上の必要性を肯定する理由としていることは不問に付し、審査請求人らが施設更新等は具体的緊急性がないとして、本件事業の公益上の必要性を否定したことに対してのみ、「審査請求人らの上記主張は、本件事業の公益上の必要性を否定する理由とはならない。」との判断を加えたことは、二重基準を用いており、依怙臆負と言うしかない。

石木ダムは、このような二重基準を用いた依怙臆負な裁きによってしか正当化できない事業であることを公害等調整委員会は示している。

この一事をもってしても、立ち退きの強制が許されないことは明白である。

15. 覚書違反を無視する判断に理由不備

石木ダム事業は、長崎県知事と地元住民との間で交わした覚書に違反するから違法だ、という審査請求人らの主張に対し、公害等調整委員会は、「(仮に覚書が) 有効であるとしても、本件事業認定の適法性に影響を及ぼすものではな」(回答書 33 頁) いという結論を言っているだけであり、理由が付されていない。

石木ダムは、理由が付されていない裁きによってしか正当化できない事業であることを公害等調整委員会は示している。

この一事だけでも、立ち退きの強制が許されないことは明白である。

16. 宿題を終えるまでは事業凍結が筋

公害等調整委員会は、「下記 1(2)ア (イ) ②d 及び 1(2)エ (ア) に係る審査請求人の主張については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の審査請求人の主張には理由がないものとする。」という前代未聞の意見を審査庁国土交通大臣に回答した。

最初から起業者の味方をしているとしか思えない公害等調整委員会でさえ、二つの論点については判断ができないので、処分庁九州地方整備局長の主張立証を調査検討の上、結論を出すべきであると言っている。

ことほど左様に石木ダム事業の合理性は不明確である。

したがって、事業を推進したい側の理論によっても、審査庁が公害等調整委員会から課された宿題をやってくるまでは、土地収用手続は凍結すべきであり、粛々と進めることなど許されないことは明白である。

いずれにせよ、石木ダム事業は、公害等調整委員会が無条件で適正かつ合理的であると判断できない事業であることは明らかであり、そのような事業のための立ち退きの強制が許されないこともまた明白である。